

# 点検・評価報告書

岩手県立大学宮古短期大学部



# 目 次

序 章 . . . . . 1

## 本 章

### I. 理念・目的

- 1 現状説明 . . . . . 3
- 2 点検・評価 . . . . . 5
- 3 将来に向けた発展方策 . . . . . 6

### II. 教育研究組織

- 1 現状説明 . . . . . 8
- 2 点検・評価 . . . . . 10
- 3 将来に向けた発展方策 . . . . . 10

### III. 教員・教員組織

- 1 現状説明 . . . . . 12
- 2 点検・評価 . . . . . 16
- 3 将来に向けた発展方策 . . . . . 16

### IV. 教育内容・方法・成果

#### IV－I. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

- 1 現状説明 . . . . . 18
- 2 点検・評価 . . . . . 19
- 3 将来に向けた発展方策 . . . . . 20

#### IV－II. 教育課程・教育内容

- 1 現状説明 . . . . . 21
- 2 点検・評価 . . . . . 22
- 3 将来に向けた発展方策 . . . . . 23

#### IV－III. 教育方法

- 1 現状説明 . . . . . 24
- 2 点検・評価 . . . . . 26
- 3 将来に向けた発展方策 . . . . . 27

#### IV－IV. 成果

- 1 現状説明 . . . . . 29
- 2 点検・評価 . . . . . 30
- 3 将来に向けた発展方策 . . . . . 31

|                        |    |
|------------------------|----|
| <b>V. 学生の受け入れ</b>      |    |
| 1 現状説明                 | 32 |
| 2 点検・評価                | 34 |
| 3 将来に向けた発展方策           | 35 |
| <b>VI. 学生支援</b>        |    |
| 1 現状説明                 | 37 |
| 2 点検・評価                | 40 |
| 3 将来に向けた発展方策           | 41 |
| <b>VII. 教育研究等環境</b>    |    |
| 1 現状説明                 | 42 |
| 2 点検・評価                | 46 |
| 3 将来に向けた発展方策           | 47 |
| <b>VIII. 社会連携・社会貢献</b> |    |
| 1 現状説明                 | 49 |
| 2 点検・評価                | 50 |
| 3 将来に向けた発展方策           | 51 |
| <b>IX. 管理運営・財務</b>     |    |
| <b>IX－I. 管理運営</b>      |    |
| 1 現状説明                 | 52 |
| 2 点検・評価                | 56 |
| 3 将来に向けた発展方策           | 57 |
| <b>IX－II. 財務</b>       |    |
| 1 現状説明                 | 59 |
| 2 点検・評価                | 61 |
| 3 将来に向けた発展方策           | 61 |
| <b>X. 内部質保証</b>        |    |
| 1 現状説明                 | 63 |
| 2 点検・評価                | 66 |
| 3 将来に向けた発展方策           | 67 |
| <b>XI. 特色ある取り組み</b>    |    |
| 1 現状説明                 | 69 |
| 2 点検・評価                | 69 |
| 3 将来に向けた発展方策           | 70 |
| <b>終章</b>              | 72 |

## 序章

### 1 沿革

本学は、平成2年に岩手県沿岸地域の教育環境の充実という県民の要望に応じて、宮古市に経営情報学科単科、1学年定員100名の岩手県立宮古短期大学として開学した。その後、平成10年の岩手県立大学開学と同時に名称を岩手県立大学宮古短期大学部と変更し、平成17年には公立大学法人岩手県立大学宮古短期大学へ移行し、現在に至っている。

岩手県立大学の建学の理念、基本的方向である「豊かな教養の修得と人間尊重の精神の涵養」「学際的領域を重視した特色ある教育・研究」「実学・実践重視の教育・研究」「地域社会への貢献」「国際社会への貢献」に基づいて、岩手県立大学の短期大学部として、「広い教養と深い専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成するとともに、地域社会及び国際社会の発展に寄与すること」を目的に、四半世紀に渡って継続して教育研究活動を実践し、着実に成果と実績を積み上げている。

また、県立大学の短期大学部に移行したことで、単位互換、編入学、共同研究の実施等、教育研究における連携・協力の体制の強化が図られている。

### 2 自己点検・評価の取組み

本学は開学と同時に「自己点検・評価」のための組織を立ち上げた。各学内委員会は2年毎に改編されるが、引継ぎの時期にそれぞれの課題を教授会に報告し、全教員が課題を共有するとともに、次期の委員会で修整・改善を図っていく体制を構築した。

この点検の体制は現在においても継続しているが、現在はこれに加えて、以下に述べるように、教育研究、学務、地域貢献のそれぞれにおいて項目を定めて、項目ごとに点検を定期的実施していく体制を整備した。

平成17年に公立大学法人に移行して以降、設置者である岩手県が定める「中期目標」に基づいて「中期計画」を策定し、さらに中期計画を達成するための年度計画を作成し、年度途中で計画の進捗状況を確認するための中間報告書を作成するとともに、各年度終了時の実績を学部として報告書に纏め、全学組織である「公立大学法人岩手県立大学評価委員会」を経て、設置者である岩手県に提出し評価を受け、次年度の計画策定に反映させるというPDCAサイクルを定めている。

前回の認証評価の受審においては「短期大学評価基準を満たしている」という評価を得たが、受審したことでそれ以降の本学の検討課題が明確化になり、大学運営全般を改善していく上で指針となった。前回助言として指摘された女性教員の就任も実現した。また、前回と同様に、上述したPDCAサイクルを定期的実践していることが今回の「報告書」の作成に役立った。

開学と同時に地域の自治体と企業等が中心になって設立された「岩手県立大学宮古短期大学部協力会」との定期的な意見交換会等における意見・要望を学内で検討し、本学の地域における役割を検証する機会を設けるとともに、新たに学外の有識者による学部評価委員会も設置して、地域社会も含めた学外からの評価を受けてうける体制を強化した。

こうした外部評価の仕組みを構築しているが、経済・社会環境の変化や、2011年の大震災津波の被災地に立地しているという特殊事情から、本学を取り巻く環境は変化しており、

今後はより急速に変化していくことが予想される。大震災を契機に沿岸地域からの人口流出は加速化しており、学生確保も一層困難になることが予想される。こうした状況の下で、沿岸地域の唯一の高等教育機関として本学の果たすべき役割は再検討を求められている。

その意味でも、今回の「報告書」を作成する作業を通じて、本学が教育や地域貢献の体制の維持強化すべき項目や修整・改善を必要とする項目が整理できた。

認証評価の受審で指摘される事項を真摯に受け止めて、今後の本学の運営を充実・強化していくための指針としていきたい。

## I. 理念・目的

### 1. 現状説明

#### (1) 短期大学・学科・専攻科等の理念・目的を適切に設定しているか。

本学は、岩手県沿岸地域における高等教育の環境を充実させるという地域社会の強い要請に応じて、『高度情報化社会』の進展など社会の新しい潮流を背景として、高度な情報処理の知識と技術、さらに企業等の経営の知識を備えた有意な人材を育成することを建学の理念として、平成2年4月に岩手県沿岸で最初の県立の短期大学として設立された。また、その際の設置の趣旨として、「(1) 本県の高等教育機関を充実し、県民によりの確な高等教育の機会を提供する、(2) 時代の要請や地域のニーズに応えた教育研究内容を整備充実することにより、絶えず変化する時代に的確に対応できる有為な人材を育成し、さらに教育研究活動を通じて地域の発展に貢献する、(3) 「開かれた短期大学」として、施設面、運営面で可能な限り、地域に短期大学を開放し、地域と結びついて、産業、文化の振興に貢献する」ことが挙げられた【資料 1-1 p.6】。その後平成10年4月に「自然」「科学」「人間」が調和した新たな時代の創造を願い、人間性豊かな社会の形成に寄与する、深い知性と豊かな人間性を備え、高度な専門性を身につけた自律的な人間を育成する大学、を目指すことを建学の理念とした岩手県立大学の設立とともに、同大学併設の岩手県立大学宮古短期大学部となった。さらに、平成17年4月には岩手県立大学の独立行政法人化に伴い、公立大学法人岩手県立大学が設置する短期大学部として新たなスタートを切ることとなった。

本学は、こうした設立の経緯と建学の理念を背景として、学則第1条において、教育基本法及び学校教育法に基づき「広い教養と深い専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成するとともに、地域社会及び国際社会の発展に寄与すること」を大学の目的として定めた【資料 1-2 第1条】。また、本学は、経営情報学科1学科で構成されており、本学科の目的は学則第3条第2項において「経営・会計学及び情報科学を総合的に教育することにより、実社会に有用な知識と確かな専門技術、職業人としての自信と豊かな教養及び情報の取捨選択能力と活用能力を身に付けさせるとともに、広い視野に立つ国際性や地域のリーダーとしての資質を培い、社会に貢献する有用な人材を育成することを目的とする」と規定している【資料 1-2 第3条第2項】。

また、近年の社会情勢を反映して、本学の2年間の課程を生涯にわたる学習のファーストステージと位置づけ、学生が自らを見つめなおし、自らの力で目的を定め、挑戦していく意欲を育てるオフィスアワーを核としたエンカレッジ教育とキャリア形成教育に特に力を入れている【資料 1-3】。

さらに、前述のように、本学は、平成17年4月より公立大学法人岩手県立大学として法人化した。そしてこの法人及び本学がその理念・目的を達成するための具体的目標として、地方独立行政法人法に基づき設立団体（岩手県）から、大学が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）が提示されている【資料 1-4】。従って、現行第二期中期目標（平成23年4月～平成29年3月）により、本学は、「教育の対象である学生の成長を最も重視するという視点（学生目線）に立って、「学生を主人公とした教育」に取り組むこと、また、困難な時代にあって地域社会を支えるという視点（地域目線）に立って、「岩手の活力を創出する研究・地域貢献」に取り組むこと」を基本姿勢とし「地域の中核人材育成と活力創出に

貢献する大学」を目指すこととされた【資料 1-4 pp. 1～2】。

この第二期中期目標を達成するために、本学は、「教育・研究等に関する目標を達成するための措置」をはじめとして大学の業務全般にわたり、50 項目に渡る第二期中期計画を策定した【資料 1-5】。さらに、50 項目中特に緊急性、重要性が高く、継続的な取組を要する計画を、「(1) 目的意識や学習意欲にあふれる入学志願者の戦略的な確保」「(2) 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づく体系的で一貫性のある教育プログラムの実践」「(3) 学生の就業力育成による高い就職率の維持と県内就職の促進」「(4) 地域に評価される研究の推進と県民への積極的な公表」「(5) 産学公連携事業の強化とシンクタンク機能の発揮」「(6) 大学の理念及び目的の実現に貢献する意欲的な教職員の育成」の 6 項目の「重点計画」に分類し、本学はこれらを中心に取り組みとともに、課題について確実に改善を図りながら、大学の質保証の要請に答えていくものとしている【資料 1-5 pp. 1～2】。この中期計画は、本学における教育研究活動、社会貢献活動その他大学運営全般の基本的方針として機能している。

### (2) 短期大学・学科・専攻科等の理念・目的を短期大学構成員（教職員及び学生等）に周知し、社会に公表しているか。

本学・学科の理念・目的の周知については、毎年度当初に新入生を対象に実施しているオリエンテーションに全専任教員が参加し【資料 1-6】、履修関連の冊子「科目概要」【資料 1-7】に加えて理念・目的さらには教育目標として学科の目的を掲載している学生便覧を配布して履修指導を行い、大学の理念・目的・目標について周知徹底を図っている【資料 1-1】。このオリエンテーションは、教員にとってもまた理念・目的・教育目標の認識を深める機会となっている。

また、主に本学志願者に対しては、毎年度作成する「大学案内」に理念・目的を反映した教育研究に関する情報をわかりやすく記載している【資料 1-8】。この「大学案内」は、大学の教育目標はもとより、履修科目の分野・科目案内、資格取得、カリキュラム、就職・進学実績、教員の担当科目一覧、学生生活等を紹介し、志願者に本学の魅力と教育内容を理解しやすさ、新しさに配慮しながら、大学の広報活動の重要な媒体として作成・配布している。加えて、毎年度発行している「岩手県立大学年報」により社会一般に対して【資料 1-9 p. 2】、毎年度発行の「入学案内」及び「入学者選抜要項」により本学の志願者に対して【資料 1-10 p. 1、資料 1-11 p. 2】、「高等学校進路指導教員向け 岩手県立大学の手引き」により高等学校教員に対して【資料 1-12】、本学の理念等の周知を図っている。

さらに、社会一般に対しては、公立大学法人岩手県立大学のホームページにおいて、岩手県立大学に共通する建学の理念、教育の特色、教育研究組織等を掲載するとともに、そこからリンクされた本学独自のホームページに、設置の趣旨、沿革、教育目標を掲載して公表している。

### (3) 短期大学・学科・専攻科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

すでに(1)において述べたように、本学を含む岩手県立大学では、法人として、大学・大



学院及び短期大学の理念・目的を実現するため、6年間で1期間とし50項目にわたる中期計画を策定し、さらに毎年度の取り組みを年度計画として策定している。この中期計画及び年度計画の自己点検・評価は、「公立大学法人岩手県立大学評価委員会」【資料 1-13】を責任主体として行われる。また、年度計画については、毎年10月に学長、副学長等執行部が短期大学部学部長に進捗状況をヒアリングした上で、年度末に大学及び各短期大学の自己点検・評価を基に、大学評価委員会が中心となり、年度計画の全学実績を取りまとめ、岩手県地方独立行政法人評価委員会に実績報告書として提出して外部の評価を受ける。なお、大学及び各学部・研究科は、上記進捗状況ヒアリングの結果を反映させた次年度の計画策定を行っている。さらに、6年間の中期計画期間終了後は、中期計画全体の達成状況について年度計画同様に報告書としてとりまとめ、上述の県評価委員会による評価を受ける（詳細は第10章参照）。以上のように、本学では、理念・目的の実現を、中期計画・年度計画の自己評価、外部評価を通じて定期的に検証し、次年度計画へ反映させることで改善に繋げている。

また、本学では、自己点検・評価の検証のための指標として、各種アンケートを実施している（就職先企業、教職員、2年次生、新入学者、卒業年次生）【資料 1-14、1-15、1-16、1-17、1-18】。そのうち、2～3年おきに実施している「卒業者に関する企業アンケート」では、本学の卒業生が就職した企業に対して、本学の建学の理念を示した上で本学卒業生に対する感想や印象を質問している【資料 1-14】。これにより、本学が理念・目的に沿った卒業生を輩出しているかが検証される。加えて、教職員アンケート及び2年次生アンケートにおいても、建学の理念及び教育目標の認知度を質問項目としており、理念・目的の周知度の指標として活用している【資料 1-15、1-16】。

さらに、本学の人材育成の目的・教育目標については、毎年度の志願者の動向、県内外の高校訪問時に実施しているヒアリングとアンケート調査、入学試験時の点数と入学後の履修状況に関する追跡調査の結果、卒業生の就職及び4年制大学等への編入学実績等を踏まえて、学内委員会及び経営・会計分野と情報科学分野のそれぞれの専任教員で構成されている分野別専門会議及び教授会で不断に検討している。

## 2. 点検・評価

### ●基準1の充足状況

1. 現状の説明に記したとおり、同基準を充足している。

#### ①効果が上がっている事項

本学の理念に沿った人材育成の達成度につき、「卒業者に関する企業アンケート」により項目を設けているが【資料 1-14 p. 18-】、これによると、前回23年度調査と比較して各項目が全体的に上回ってきており、理念達成に向けた教育上の取り組みが効果を上げつつある【資料 1-14 p. 31】。

新入学者アンケートでは、4年生学部及び盛岡短期大学を含んだものではあるが、大学を選んだ理由に「建学の理念や教育理念（理念と目標）」を挙げた者が59.6%おり【資料 1-17 p. 19】、本学志願者等への理念・目的のホームページ、入学案内等による周知が進んでいる。2014年度の教職員アンケートにおける「建学の理念や教育目標の浸透度 ①建学の理念や教育目標」の項目を見ると、4年生大学を含む岩手県立大学全体で浸透度が低下

していると分析されているのに対し、本学は前回調査より 5 ポイント上昇しており（平成 21 年度 70%、今回 75%）【資料 1-15 p. 6】、教員全員参加によるオリエンテーションなどの効果が現れている。

## ②改善すべき事項

本学の理念の達成状況については、①で述べた視点では前進しているが、項目毎の達成状況では、未だ企業等社会が求める水準と乖離の大きい項目があり、今後これらの重点的対策が必要である【資料 1-14 p. 31】。

本学の理念や教育目標及び学科の教育目標・特徴の認知度について、2 年次生アンケート結果から見ると、前者 72.3%後者 79.5%の学生が 1 年を経過した時点で肯定的回答をしているが【資料 1-16 p. 18】、前回調査と比較するとそれぞれ 5 ポイント程度低下しており（マネジメントシステム No. 1079, 1080）【資料 1-19】、学生への周知を促進する必要がある。

教職員アンケートの大学の理念・目的のうち「建学の理念や教育目標の浸透度 ②中期目標・中期計画」の項目については、浸透度が併設大学及び盛岡短期大学と比較しても低い【資料 1-15 p. 6】。さらに、前回調査と比較しても浸透度が低下している（平成 21 年度 90%、今回 75%）、以上から、教職員に対する本学の理念・目的を実現する中期目標・計画の周知及び理解の促進を図る必要がある。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

「建学の理念や教育理念（理念と目標）」について、本学志願者等に対し、ホームページ、「大学案内」などを通じて、今後も周知を図っていく。また、教員全員が参加するオリエンテーションを継続的に実施し、教員における「建学の理念や教育目標等の浸透度」を高めていく。

### ②改善すべき事項

自己点検評価委員会の場合などを活用しながら、常に P D C A サイクルを意識した年度計画の立案に努め、「建学の理念や教育目標等の浸透度」を高める。また、こうした取組により、「建学の理念や教育目標」を意識した教育及び学生支援を実現し、企業や社会が求める意欲や能力を養成していく。

## 4. 根拠資料

- 資料 1-1 平成 26 年度 学生便覧（岩手県立大学宮古短期大学部） p. 6
- 資料 1-2 岩手県立大学宮古短期大学部学則
- 資料 1-3 平成 26 年度授業時間割（前期、後期）
- 資料 1-4 公立大学法人岩手県立大学 中期目標
- 資料 1-5 公立大学法人岩手県立大学 中期計画
- 資料 1-6 平成 26 年度カリキュラム・履修計画ガイダンス 次第（新入生）
- 資料 1-7 科目概要
- 資料 1-8 大学案内 2014
- 資料 1-9 岩手県立大学年報 平成 25-26 年

- 資料 1-10 平成 27 年度 入学案内
- 資料 1-11 平成 26 年度 入学者選抜要項
- 資料 1-12 高等学校進路指導教員向け 岩手県立大学の手引き
- 資料 1-13 公立大学法人岩手県立大学評価委員会規程
- 資料 1-14 2013（H25）年度 卒業者に関する企業アンケート 集計結果報告書
- 資料 1-15 2014（H26）年度 教職員アンケート 調査結果報告書
- 資料 1-16 2014（H26）年度 2 年次生アンケート 集計結果報告書
- 資料 1-17 2014（H26）年度 新入学者アンケート 集計結果報告書
- 資料 1-18 2013（H25）年度 卒業年次生学生生活アンケート 調査結果報告書
- 資料 1-19 自己点検・評価マネジメントシステム No. 1079, 1080

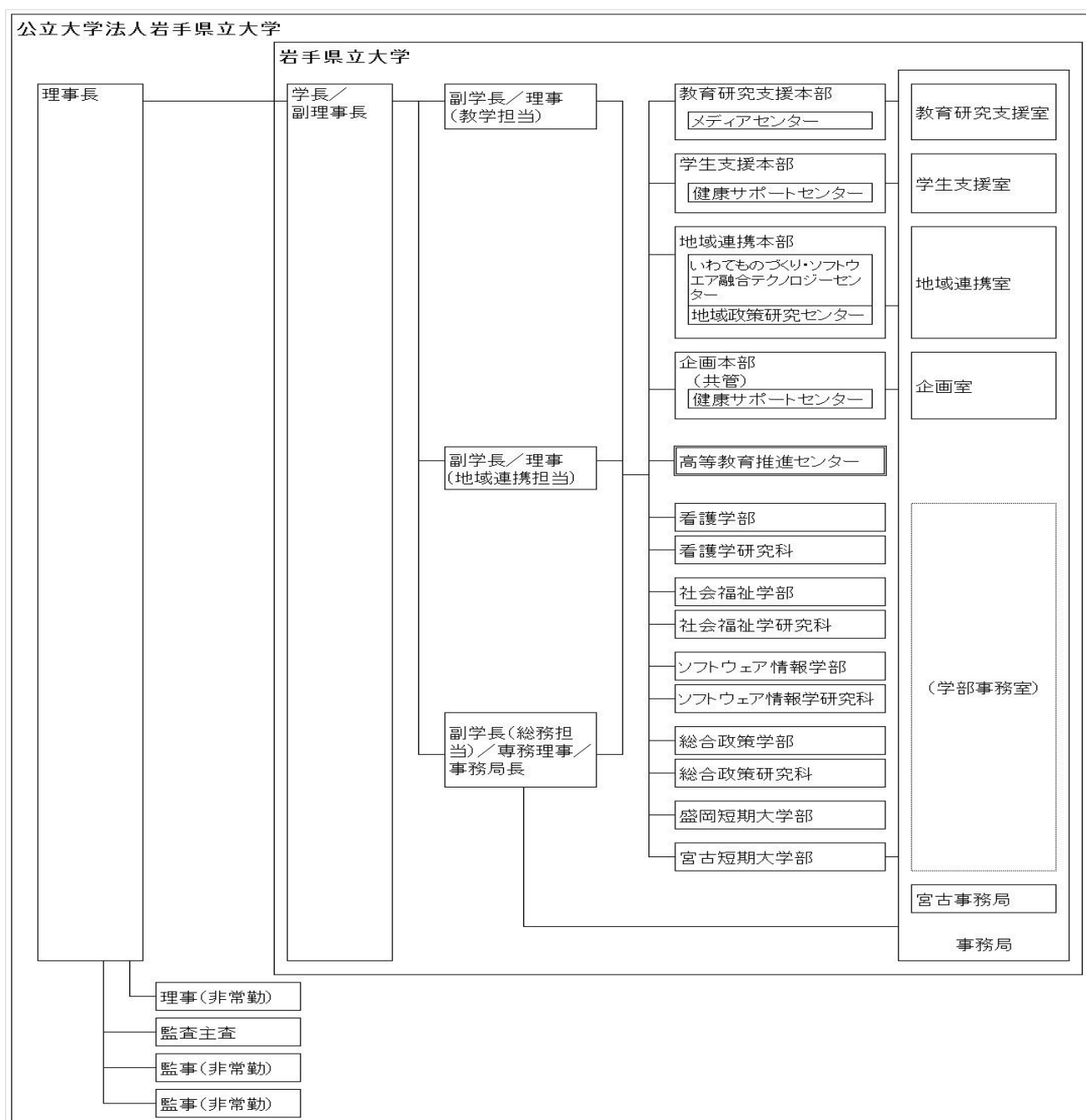
## II. 教育研究組織

### 1. 現状説明

(1) 短期大学の学科・専攻科等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

本学は、公立大学法人岩手県立大学（以下「本法人」という。）が設置・運営する短期大学である。本法人には本学と、岩手県立大学（四年制）、盛岡短期大学部の、合わせて 1 大学・2 短期大学部が設置されており、本学は、盛岡短期大学部とともに、岩手県立大学の併設短期大学部として位置付けられている。本学は平成 2 年度に岩手県立宮古短期大学として発足し、平成 10 年度の岩手県立大学開学に合わせて併設短期大学部として再編され、平成 17 年度の公立大学法人化により、現在の組織体制となっている。

図 2-1 岩手県立大学教育研究組織図（平成 26 年 5 月 1 日現在）



本学は、第 I 章で述べた建学の理念を受けて、「広い教養と深い専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成するとともに、地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的」として設置されている【資料 2-1 第 1 条】。本学の教育研究上の基本となる組織は、経営情報学科の 1 学科である。

経営情報学科は、学則第 3 条【資料 2-1】においてその目的を「経営・会計学及び情報科学を総合的に教育することにより、実社会に有用な知識と確かな専門技術、職業人としての自信と豊かな教養及び情報の取捨選択能力と活用能力を身につけさせるとともに、広い視野に立つ国際性や地域のリーダーとしての資質を培い、社会に貢献する有能な人材を育成すること」としている。

経営情報学科は、社会の情報化や国際化などに対応するため、経営についての知識、情報処理に関する知識・技術ならびに国際的知識を習得するとともに、創造的視点に立った地方への考察の目を養うことの出来る科目構成としている。科目構成には、学生の進路の多様化により学生の興味や関心、適性に対応した教育を行うことの必要性が高まったという地域ニーズを背景として、経営・会計コースと情報科学コースの 2 分野からなる本学独自のコース制を導入し、学生の適性に応じた教育を行うことで地域の要請に答えている。

さらに本学は、岩手県沿岸地域の唯一の高等教育機関として県民に高等教育の機会を提供し、地域社会に貢献している。従って、理念・目的、学術の進展や地域社会からの要請に即した組織となっている。

また、1 大学・2 短期大学部全体の教育研究組織として、全学横断的な運営組織である教育研究支援本部、学生支援本部、地域連携本部及び企画本部の 4 本部、基盤教育改革をはじめとする教育の質保証を担う高等教育推進センター、地域社会への貢献をさらに進めるための連携組織であるいわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンター（以下「i-MOS」という。）、地域政策研究センター等が設置されている。組織の体制、所掌は、公立大学法人岩手県立大学組織規則に定めている【資料 2-2】。本学は、教育研究の目的を達成するため、それらの組織と連携を図りつつ、教育研究活動を行っている【資料 2-3】。特に、i-MOS と地域政策研究センターには本学の教員が共同研究に参加しているほか、地域政策研究センター長には本学教員が就任し、運営に参加している【資料 2-4】。

## (2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

本学は、地方独立行政法人法により本法人が定める第二期中期計画【資料 2-5】に基づき、年度計画【資料 2-6】を毎年度策定しており、年度末にはその実績を報告書として取りまとめることを通じて自己点検・評価を行っている。第二期中期計画の項目は、認証評価の基準や点検・評価項目との整合性を考慮しており、両者を一体とした PDCA サイクルの運用を行っている。教育研究組織については、その機能を強化するとともに、随時必要性を検証し、環境変化に対応した柔軟な組織運営を行うことを第二期中期計画で定めており【資料 2-5 p.7 計画項目(36)】、主としてその実績の取りまとめにより組織の適切性について自己点検・評価を行っている。また、本学では、各種アンケート（新入学者、2 年次生、卒業年次生、就職先企業、教職員）を実施しており、自己点検・評価の際に、達成度の検証に役立てている。

本学において、上記のプロセスを踏まえ、教育研究組織の適切性を検証する責任主体は

教授会である。

教授会の議題は、定期的開催される学内委員会で協議した事項や、専門科目について経営・会計分野と情報科学分野のそれぞれに設置されている経営会計専門会議及び情報科学会議で協議した事項を中心に設定される。さらに、教授会に先立ち、学部長が主宰する運営会議において教授会に付す議題について協議を行っている。このように、関係する学内委員会や各専門会議において協議のうえ、運営会議、教授会において検討することで問題解決を図り、教育研究組織の適切性を不断に検証している【資料 2-7、資料 2-8、資料 2-9、資料 2-10】。

なお、年度計画の実績を取りまとめた報告書は、最終的に教育研究会議において、岩手県立大学、宮古短期大学部の実績とともに、審議、決定する。そして、本法人の経営に係る実績と合わせて、本学を含む本法人全体の実績報告書として取りまとめ、本法人の最終意思決定機関である経営会議での決定を経て本法人から岩手県地方独立行政法人評価委員会に提出され、同委員会による外部評価を受けることにより、適切性が検証されている。

## 2. 点検・評価

### ●基準 2 の充足状況

1. 現状の説明に記したとおり、同基準をおおむね充足している。

#### ①効果が上がっている事項

i-MOS 及び地域政策研究センターを設置したことにより、産学連携、地域連携の推進主体が明確となり、本学との連携も図られている。地域政策研究センターが実施している「東日本大震災からの復興加速化プロジェクト」において採択された課題に本学の教員が共同研究者として参加している【資料 2-11】。

#### ②改善すべき事項

経営・会計分野と情報科学分野においては、それぞれに分野別専門会議を設置して、教育研究組織の適切性について定期的に協議しているが、教養教育及び基盤教育については、高等教育推進センターとの連携がまだ具体化していない。

## 3. 将来に向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

i-MOS と地域政策研究センターとの産学公連携の体制を引き続き強化していく。

#### ② 改善すべき事項

教養教育及び地域を理解し、地域貢献の意欲を喚起する地域学等の基盤教育をより充実させるために、高等教育推進センターとの連携体制を具体化していく。

## 4. 根拠資料

資料 2-1 岩手県立大学宮古短期大学部学則（既出 1-2）

資料 2-2 公立大学法人岩手県立大学組織規則

資料 2-3 全学委員会等委嘱状況

資料 2-4 学外向けホームページ 地域貢献

<http://www.iwate-pu.ac.jp/contribution/renkeihonbu.html>

資料 2-5 公立大学法人岩手県立大学中期計画（既出 1-5）

資料 2-6 公立大学法人岩手県立大学 平成 26 年度計画

資料 2-7 岩手県立大学等教授会規程

資料 2-8 岩手県立大学宮古短期大学部専門会議要領

資料 2-9 岩手県立大学宮古短期大学部運営会議要領

資料 2-10 岩手県立大学宮古短期大学部学部内委員会要領

資料 2-11 東日本大震災からの復興加速化プロジェクト採択課題一覧表

### Ⅲ. 教員・教員組織

#### 1. 現状説明

##### (1) 短期大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか。

岩手県立大学宮古短期大学部学則（平成 17 年 4 月 1 日制定、同 25 年 3 月 28 日改正）に定めた本学の教育の理念・目的を達成するため、専任の教授、准教授、講師、助手に求められる教育・研究上の能力・資質については、「公立大学法人岩手県立大学教員選考基準」（平成 17 年 8 月 2 日理事長決裁、同 18 年 9 月 29 日改正）および「岩手県立大学宮古短期大学部教員昇任審査基準」（平成 18 年 10 月 30 日施行）に定めており、募集時に策定する採用条件に、より具体的ななかたちで示されている【資料 3-1、資料 3-2、資料 3-3、資料 3-4】。

教員の昇任審査基準は、教授においては、①大学における准教授（助教授を含む。）の経歴が 5 年以上あること、②研究業績について、学会あるいは大学の研究誌に掲載された論文が 7 編以上あること（うち、少なくとも 1 編は学術団体として認められた学会又はそれと同等の機関の論文誌に掲載されていること）、③教育業績、学務業績及び社会貢献業績があると認められること、准教授においては、①大学における講師の経歴が 3 年以上あること、②研究業績について、学会あるいは大学の研究誌に掲載された論文が 3 編以上あること（うち、少なくとも 1 編は学術団体として認められた学会又はそれと同等の機関の論文誌に掲載されていること）、③教育業績、学務業績及び社会貢献業績があると認められること、講師においては、①大学において助教の経歴があること、②大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められること、③教育業績、学務業績及び社会貢献業績があると認められること、と定めている。

教員採用にあたっては、教員募集時に採用条件として、専門分野において大学院修士課程修了以上の学歴の者、学生に対する教育及び学生支援に熱意を持って取り組む意欲のある者、地域貢献に積極的に取り組む意欲のある者、資格取得対策・編入学指導に積極的に取り組める者、委員会活動等の学務に積極的に取り組める者、日本語を母語としない人は授業および学内外の諸業務に支障のない日本語能力を有すること等の項目を明示している。

本学では、研究者としての力量を高め、その成果をより充実した教育に反映できるように、それぞれの教員が専門領域で着実に研究業績を積み上げることが求めている。研究費を含めて研究環境の整備に努めている。

さらに、短大教育に熱心であるだけでなく、学生の学習・生活支援にも積極的に取り組む能力と意欲のある教員を求めている。

こうした求める教員像、及び教員組織の編成方針については、岩手県立大学の理念の実現に向けて積極的に取り組む能力と意欲のある人材を登用することとして、第 2 期中期計画において「大学の理念及び目的の実現に貢献する意欲的な教職員の育成」を重点計画として掲げている【資料 3-5 p. 1～2】。この重点計画をさらに具体化する措置として、本中期計画第 38 項目において「年齢構成、男女比率を勘案した意欲的な教職員の募集・採用を行う」こととしている。これらについては、各年度当初の教授会等で確認し全教員で認識の共有を図っている。また、新任教員を採用する際に作成している募集要項では「短大教育に意欲のある者」と明記し、本学における教育に対する姿勢や意欲について、小論文の作成を義務づけている。

さらに、沿岸地域の唯一の高等教育機関の教員として、地元を中心とした地域の自治体



や民間団体、住民のニーズに対応した調査研究活動を中心とした地域貢献活動に積極的に取り組む姿勢も求めている。

教員組織は、短期大学設置基準及び学校教育法の定める目的に則り、かつ、カリキュラム編成上の必要性に基づいて定められており、専任教員数は収容定員に応じた設置基準を満たしている。また、適正な教員配置をするため教員定数管理計画（H23～H28）を策定している【資料 3-6】。その他、社会情勢の変化や多様化する学生のニーズに応えるために、他学部及び学外から非常勤講師を任用するなど、柔軟な教員組織を運用している【資料 3-7】。

教授会は全教員によって構成され、教授会のもとに、教務・学生委員会、入学試験委員会、就職・編入委員会、研究・地域連携委員会、図書（図書館会議）・情報担当委員会及び自己点検評価委員会の 6 つの常設の学内委員会と、時々課題に応じて設置するワーキンググループ等が組織的に連携する体制を構築している【資料 3-8、資料 3-9】。

また、学部長、学科長、学生部長、図書館長、事務局長及び学内委員会の委員長から構成される学部運営会議を定例教授会のほぼ 1 週間前に開催し、各学内委員会から教授会に提案する協議事項、報告連絡事項を事前に整理し、教授会の円滑な運営を図っている【資料 3-10】。

## (2) 学科・専攻科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

本学では、学生の自主性と個性を生かす教育を実現するために「学生主役の教育」「分かりやすい授業」を実践しており、教養、経営・会計、情報科学のそれぞれの分野に専任教員を配置し、教員組織を計画的に整備するよう努めている。

専任教員は、入学定員 200 人に対して、教授 6 人、准教授 6 人、講師 3 人、助手 1 人であり、短期大学設置基準に示す必要な専任教員数を上回っている。

なお、教育目標を実現するため、民間企業や地方公共団体等での実務経験者を採用しており、その経験が本学の経営会計の専門教育や教養教育で生かされ、教育課程に相応しい教員組織を整備している。

教員の職制については、学校教育法第 58 条の改正に伴い、法の趣旨に則り、組織規則を改正のうえ、平成 19 年度から適用している。

助手を除くすべての専任教員が授業科目を担当し、専任教員の担当分野は、教養 4 人、経営・会計 7 人、情報科学 4 人となっている。専任教員の週担当時間は、最高で 11 時間、最低で 7 時間となっている【資料 3-11】。

主要な授業科目への専任教員の配置状況および専任・兼任の比率については、専門科目 59 科目中、専任教員が 52 科目を担当しており、また、教養科目 23 科目、1 年次ゼミ科目 2 科目及び 2 年次ゼミ科目 2 科目を含んだ 86 科目中、専任教員によるものは 68 科目であり、専兼比率は 79.1%となっている【資料 3-12】。

次に、教員の年齢構成は、61 歳～65 歳が 3 名（19%）、56 歳～60 歳 1 名（6%）、51 歳～55 歳 4 名（25%）、46 歳～50 歳 3 名（19%）、41 歳～45 歳 2 名（13%）、36 歳～40 歳 2 名（13%）、31 歳～35 歳 1 名（6%）となっている【資料 3-13】。

教員間の連絡調整については、教務・学生委員会が中心となって教育課程編成作業等を通じて行っている。教務・学生委員会の検討結果については、同委員会から運営会議を経

て教授会に協議・報告がなされている。

さらに経営・会計、情報科学毎の分野別専門会議を設置し、学生の進路や学問研究の動向を踏まえてカリキュラムの改定や講義内容について協議し、必要に応じて見直しを図る体制を構築している【資料 3-14】。分野別専門会議におけるカリキュラム改定等の教育に関わる検討内容は教務・学生委員会に報告し、運営会議、教授会において協議され決定される。本学の教授会は専任教員全員が構成員となっており、毎月第三水曜日に開催されている。

前回評価時に、女性や外国人の専任教員の採用について、今後の採用計画において留意することが望まれるとの指摘を受けたところであるが、本学では、教員公募の際「男女共同参画社会基本法の理念に則り、女性の応募を歓迎する。」旨を明記【資料 3-4】し、女性教員の獲得に努めており、平成 26 年度には 2 名の女性教員が配置されている。

なお、外国人の専任教員は配置していないが、国際的視野をもった人材を育成するための実践的な語学力の強化と、4 年制大学等への編入学を希望する学生の語学力強化を図るために、ネイティブの非常勤講師及び非常勤の英語助手を受け入れ、専任教員による語学教育を補強している。

専任教員が十分に教育研究に従事する時間を確保するために、学科長を中心に、業務分担平準化を検討するワーキンググループを設置している。現時点で、所属する学内委員会の数はほぼ均等化された【資料 3-15】。

### (3) 教員の募集・任免・昇格等を適切に行っているか。

教員の任免、昇格、給与、服務等については、岩手県立大学全体として「公立大学法人岩手県立大学職員就業規則」の規定により運用している【資料 3-16】。さらに教員の採用については、「公立大学法人岩手県立大学教員選考基準」及び「教員選考手続内規」を制定し、教員選考における基準及び手続きのルールとして運用している【資料 3-17】。

教員の採用に当たっては教員定数管理計画の枠内で、退職教員の補充及び新設科目の必要性などを考慮して、採用の必要性が生じた都度、短期大学部長から学長に対し採用実施の内申を行い、学長はその可否について決定し、短期大学部長に通知することとしている。

学長からの通知を受け、短期大学部長は学部内に選考委員会を設置し、その選考委員会が募集手続きや選考に係る手続きを行うこととなる。

教員の募集については、原則として公募によることとしており、採用実施に係る学長への内申の際に、公募条件等についても付記することとしているほか、かかる手続きは学部内に設置される選考委員会が行っている。

応募者に対する審査は選考委員会が行い、その結果を短期大学部長に報告した後、教授会の意見を聞いたうえで、短期大学部長は採用候補者を学長に対し報告する。学長は、必要に応じ採用候補者と面談等を行い、採用候補者を決定することとしている。

昇任については、教員採用の手続きに準じて行うこととしているが、本学独自に「教員昇任審査基準（内規扱）」を制定して運用している【資料 3-3】。

また、「公立大学法人岩手県立大学人事委員会規程」による人事委員会を設置し、教職員の採用・昇任・転任・降任、表彰及び懲戒に関する事項を審議することとしている【資料 3-18】。

なお、専任教員を対象に教育、研究、大学運営、社会・地域貢献の4分野のそれぞれにおいて項目を定め、一次評価（自己評価）、二次評価（所属長）、最終評価（評価委員会）を行う「教員業績評価」（本実施は平成24年度から）制度を導入し、教員のモチベーション向上のほか教員の資質向上を図るための方策として実施している【資料3-19】。

#### (4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

「教務・FD推進委員会」を設置し、全学的に教育改善とFD活動を強力に推進する体制を構築している。当委員会は、①短中期のFD活動アクションプランの策定、②教育内容・教育方法の向上に向けた組織的FD活動の企画・推進、③授業評価の効果的な実施方法の検討・分析、④シラバスの改善その他を所掌し、活動している【資料3-20】。

また、FD活動の一環として「教員間相互授業聴講」を実施している【資料3-21】。これは、各セメスターごとに一定の期間を設け、基本的に殆どの講義について他教員の聴講を認めるという形式である。

アンケート形式による「授業に関する学生アンケート」を各セメスターの終了時に、すべての開講科目で実施している。アンケートの集計結果を分析して教授会に報告し、改善点等の課題を共有するとともに、個々の教員がより「わかり易い」授業へ改善していくための基礎資料として活用している【資料3-22】。

また、授業の理解度の把握とともに、学生の授業への出欠状況を把握するためにすべての授業で学生に出席カード（レスポンスカード）の提出を求めている【資料3-23】。このカードで授業に対する質問、意見等を記載してもらい、授業内容の改善に活用している。なお、質問・回答は学内情報システムでもできるようになっている。また、毎週水曜日の3時限目にすべての専任教員が研究室で待機し、学生の質問に個別に対応する制度（オフィスアワー）を設け、授業内容の改善に役立てている。このオフィスアワーとは別に、教員がそれぞれの都合の良い時間帯に研究室で学生と対応するオフィスアワー・プラスも実施している【資料3-24、資料3-25 p8】。

教員の資質向上を図るための方策として平成23年度から教員業績評価を導入した（本実施は24年度から）。これは、教育、研究、大学運営、社会・地域貢献のそれぞれの分野において項目を定め、教員は各年度ごとの業績を記載するとともに、5段階で自己評価（一次評価）する。さらに、自己評価に対して所属長が二次評価を行い、教員業績評価委員会で最終評価を確定するものである。現在は評価結果（最終評価）を賞与に反映させ、資質向上に向けたモチベーションの向上を図っている。

なお、教員組織については、必要に応じて学内会議や全学委員会などの見直しを行いながら機能強化を図っており、法人評価における毎年度の計画策定と実績評価を行うことにより、その適切性を検証している。

#### (5) 短期大学と併設大学との関係は適切であるか。

本学は平成2年4月に岩手県立宮古短期大学として開学し、平成10年4月の岩手県立大学開学時に、岩手県立大学宮古短期大学部として再出発した。本学のキャンパスは岩手県の沿岸地域の宮古市にあり、岩手県滝沢市にキャンパスを構えている岩手県立大学とは、北上山地を挟んで約110キロメートル離れている。こうした地理的条件はあるが、本学と

岩手県立大学は密接な連携体制を構築し、本学の教員と滝沢キャンパスの教員とが相互に非常勤講師として就任し、両キャンパスの学生の教育を補完している【資料 3-7】。

## 2. 点検・評価

### ●基準 3 の充足状況

1. 現状の説明に記したとおり、同基準をおおむね充足している。

#### ①効果が上がっている事項

教員の人事交流については、併設大学の教員が非常勤講師として本学の科目を担当し、また、本学の教員も併設大学や大学院の非常勤講師に就任している。また、併設大学に設置されている附属機関の長や企画運営委員に本学の複数の教員が就任することにより、併設大学との連携強化が図られている【資料 3-26、資料 3-27、資料 3-28】。

#### ②改善すべき事項

なし。

## 3. 将来に向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

併設大学の教員との人事交流を進め、基盤教育を中心に共通科目を増やしていく。

#### ②改善すべき事項

なし。

## 4. 根拠資料

- 資料 3-1 岩手県立大学宮古短期大学部学則（既出 1-2）
- 資料 3-2 公立大学法人岩手県立大学教員選考基準
- 資料 3-3 岩手県立大学宮古短期大学部教員昇任審査基準
- 資料 3-4 公立大学法人岩手県立大学宮古短期大学部「情報科学」分野教員募集要項
- 資料 3-5 公立大学法人岩手県立大学中期計画（既出 1-5）
- 資料 3-6 教員定数管理計画
- 資料 3-7 平成 25 年度非常勤講師名簿
- 資料 3-8 岩手県立大学等教授会規程（既出 2-8）
- 資料 3-9 岩手県立大学宮古短期大学部学部内委員会要領（既出 2-11）
- 資料 3-10 岩手県立大学宮古短期大学部運営会議要領（既出 2-10）
- 資料 3-11 平成 26 年度専任教員の週担当授業時間
- 資料 3-12 平成 26 年度授業科目専任兼任の割合
- 資料 3-13 点検・評価項目に関連するデータ（表 10）専任教員年齢構成
- 資料 3-14 岩手県立大学宮古短期大学部専門会議要領（既出 2-9）
- 資料 3-15 教授会次第及び学内委員会委員構成（教授会資料）
- 資料 3-16 公立大学法人岩手県立大学職員就業規則
- 資料 3-17 教員選考手続内規

資料 3-18 公立大学法人岩手県立大学人事委員会規程

資料 3-19 公立大学法人岩手県立大学教員業績評価要綱

資料 3-20 教務・FD 推進委員会設置要綱及び高等教育推進会議要綱

資料 3-21 平成 25 年度前期教員間相互授業聴講実施要領

資料 3-22 平成 25 年度授業に関する学生アンケート実施要領

資料 3-23 出席カード

資料 3-24 「オフィスアワー」 & 「オフィスアワー・プラス」時間割（2014 年度前期）

資料 3-25 平成 26 年度学生便覧（岩手県立大学宮古短期大学部）（既出 1-1）

資料 3-26 全学委員会等委嘱状況（既出 2-3）

資料 3-27 地域連携本部組織体制

資料 3-28 大学入試センター試験実施体制

《以下、必須根拠資料：本文中には特に引用していないが、本基準全体に関わる資料。》

資料 3-29 専任教員の教育・研究業績

資料 3-30 初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則

資料 3-31 専門教育の必修科目のうち専任教員が担当する科目の比率

## IV. 教育内容・方法・成果

### (IV-1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

#### 1. 現状説明

##### (1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

本学では、建学の理念・本学の設置目的・学則第1条及び第3条第2項のもと、教育目標を掲げている【資料4-1-1 p.6】。そうした理念・目的・目標を受けて、育成する人材像を「1 実社会に有用な知識と確かな専門技術を修得した人材」、「2 職業人としての自信と豊かな教養、情報の取捨選択能力と活用能力を身につけた人材」、「3 広い視野に立つ国際性や地域のリーダーとしての資質を培い、社会に貢献する有能な人材」と設定している。また、学生が卒業までに身につけるべき能力として、経営会計分野の専門科目では「1 職業人として企業の社会的役割を広い視野で理解し、社会の進むべき方向を考えながら企業活動に参加できる。」「2 企業活動が、世界や地域で生活する多様な人々に根ざしたものであることを理解して、それらの人々の生活に寄与する企業活動に参加できる。」「3 会計の「企業活動の写像」という役割を理解し、制度の変化にも対応できる。」「4 企業の管理技法を学ぶことで、経営の合理化・効率化の活動に参加できる。」の4つを、情報科学分野の専門科目では「1 コンピュータを活用し、企業活動における情報化に率先して参加できる。特に「コンピュータを事務処理の道具として活用できる」、「コンピュータを利用しデータから有用となる情報を導き出し分析できる」、「コンピュータの運用および管理ができる」の中からいずれか、あるいは複数の能力を身につける。」「2 上記項目1を踏まえ、コンピュータの仕組みをより専門的に学び、情報系企業や企業の情報システム担当等としてプログラムやシステムの開発に参加できる。」の2つを挙げている。加えて、教養科目では「1 グローバルな視野をもって行動できる。」「2 コミュニケーションツールとして英語を活用できる。」「3 自分で考え、他者と協力しながら社会の中で主体的に行動できる。」の3つを挙げている。2年以上在学し64単位以上修得した学生を上記能力を備えたものとして、短期大学士（経営情報学）を授与することを方針とするディプロマ・ポリシーを定めている。

##### (2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

本学では、教育目標やディプロマ・ポリシーを踏まえてカリキュラム・ポリシーを策定している。第1に専門科目の方針として、「専門科目には、経営情報学科として専門性をより高く学修するために、経営・会計分野の科目を重点に履修する経営・会計コースと、情報科学分野を重点に履修する情報科学コースと二つのコース」を設け、さらに「経営・会計分野の科目を重点に履修する経営・会計コースと、情報科学分野を重点に履修する情報科学コースと二つのコース」を設けることとしている。①経営・会計分野では、「1) 専門基礎科目で経営学、会計学の基礎を学びます。」「2) 経営・会計関係の科目群は、企業の仕組みと社会的な役割、企業の管理や実践、簿記会計、さらに関連した広い知識について学びます。」と2つの方針を、②情報科学分野では、「1) 専門基礎科目（1年前期）をベースに、この分野の各科目を選択し学んでいきます。選択の方向は、将来の志望進路や学問的興味をもとに決定します。」「2) 選択の方向として、コンピュータの利用方法から利用者サイドと開発者サイドの二つの履修方針を設定しています。二つの履修方針は適宜組

み合わせて履修することが望めます。」と2つの方針を示している。なお、②情報科学分野の2つ目の方針中「二つの履修方針」については、【利用者サイド】として「コンピュータ(パソコン等)を一般業務処理のための道具として使用することを目的とし、事務処理、データ分析、コンピュータシステムの管理や運用方法を中心に学修します。」を、【開発者サイド】として「コンピュータをより専門的に学びプログラムやシステムを作成する開発者となることを目的とし、プログラミングやシステム構築、ハードウェア、OSの基礎に加え利用者サイドの科目を組み合わせて学修します。」と方針を分けている。

第2にゼミ科目の方針として、「1年次～2年次を通じて履修するゼミ科目で、学修への取り組みから専門的な研究への取り組みまできめ細かな対応の教育を行います。さらには、キャリア教育を視野に入れたゼミ学習も行います。」と、第3に教養科目の方針として「多彩な教養科目の配置・学修によって豊かな教養を身につけるとともに、近年の社会あるいは企業内における英語の重要性から、科目や担当教員の配置を充実させ、英語教育重視のカリキュラムとしています。さらには、編入学対策も含めた課外学習のサポートにも十分な配慮をしています。」と定めている。

### (3) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を短期大学構成員（教職員及び学生等）に周知し、社会に公表しているか。

教育目標、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは、ホームページで公表している【資料4-1-2】。学生に対しては、年度当初に開催するカリキュラム・履修計画ガイダンスや「学生便覧」により教育目標を周知している【資料4-1-1 p6、4-1-3】。

教職員に対しては、教授会の場や「学生便覧」の配布により教育目標を周知している。

### (4) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

適切性の検証については、分野別専門会議において、両分野の開講科目の編成を見据えつつディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを定期的に検証し、さらに教授会で審議することとしている【資料4-1-4】。

また、教育目標やディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに関連するアンケートも実施しており、教授会及び学部長等会議において教育目標等の適切性について定期的に検討している。

## 2. 点検・評価

### ● 基準4-1の充足状況

1. 現状の説明に記したとおり、同基準をおおむね充足している。

#### ① 効果が上がっている事項

2 年次生アンケートにおける「本学を卒業するまでに履修すべき科目や修得すべき知識・能力について知っていますか」の問いに対して、肯定的回答（「よく理解している」「だいたい理解している」）は、2011年度92.6%、2012年度91.8%、2013年度93.5%、2014年度92.8%と高い値を示している【資料4-1-5】。

## ②改善すべき事項

現段階では『学生便覧』や『科目概要』に、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを掲載していない。

2年次生アンケートにおける「受験や入学の際、あなたは選択した学部の教育目標や特色を知っていましたか」の問いに対して、肯定的回答（「よく知っていた」「だいたい知っていた」）は、2012年度63.9%、2013年度66.3%、2014年度69.9%と上昇傾向にあるものの、2011年度の71.6%よりも低い値となっている【資料4-1-6】。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

入学後に学生に対して行われるカリキュラム・履修計画ガイダンスを継続的に行うなど、卒業までに履修すべき科目や修得すべき知識・能力について周知する。

### ②改善すべき事項

受験や入学の際に本学の教育目標や特色が十分に周知されるよう、『大学案内』『学生便覧』『科目概要』等へディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを掲載する。

## 4. 根拠資料

資料4-1-1 平成26年度学生便覧（岩手県立大学宮古短期大学部）（既出1-1）

資料4-1-2 学外向けホームページ 宮古短期大学部ポリシー

<http://www.iwate-pu.ac.jp/information/edu-information/dc-miyatan-policy.html>

資料4-1-3 平成26年度カリキュラム・履修計画ガイダンス次第（新入生・2年次生）

資料4-1-4 岩手県立大学宮古短期大学部専門会議要領（既出2-9）

資料4-1-5 2014（H26）年度 2年次生アンケート結果（マネジメントシステムNo.1078）

資料4-1-6 2014（H26）年度 2年次生アンケート結果（マネジメントシステムNo.1077）



## IV. 教育内容・方法・成果

### (IV-II) 教育課程・教育内容

#### 1. 現状説明

##### (1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

短期大学設置基準第5条及びカリキュラム・ポリシーに基づき、本学の教育課程は「教養科目」「専門科目」「1年次ゼミ科目」「2年次ゼミ科目」という科目区分から構成されている。

「教養科目」は学生に豊かな人間性や実生活に必要な能力を身につけるための科目であり、主に1年次から2年次前期にかけて23科目を配当している。「専門科目」は実社会に有用な知識と専門技術を習得させるための科目であり、専門基礎科目4科目を含め59科目を配当している。なお、専門基礎科目は全て1年次前期に配当している。「1年次ゼミ科目」については、大学での基礎スキルを付けさせる「入門ゼミ」を1年次前期に、専門基礎スキルを修得させる「基礎研究」を1年次後期に配当している。より発展的な「2年次ゼミ科目」には「特別研究Ⅰ」を2年次通年、「特別研究Ⅱ」を2年次後期に配当している。以上の合計86科目において、それぞれの科目区分及び授業科目の目的に応じて配当年次を定めており、学びの順次性を確保している。なお、教養科目、専門科目、ゼミ科目の全てにおいて倫理性を培う教育（ビジネスマナー、パソコン入門、コンピュータネットワーク概論等）を取り入れている。

卒業に必要な単位数は64単位としており、教養科目12単位（必修2単位、選択10単位）、専門科目42単位（専攻以外の分野の科目10単位を含む。）、1年次ゼミ科目4単位（必修）、2年次ゼミ科目6単位（必修）というバランスにしている【資料4-2-1 第28条】。

##### (2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

本学では、カリキュラム・ポリシーに基づき、前述の科目区分ごとに以下のような授業科目を置いている。「教養科目」には、人間の営みや文化を探求する科目として人文科学分野、自然の現象や摂理を探求する科目として自然科学分野、経営情報学科専門科目に関連する科目として関連科目、外国の言語や文化を探求する科目として外国語科目の4つの分野別に授業科目を配置している。教養科目は、短期大学設置基準第5条を受け、幅広い教養と専門科目で学ぶ知識の背景となる幅広い人格形成のための“根を張る”狙いを持っている【資料4-2-2 p.4～5】。

「専門科目」については、経営・会計分野では経営学、会計学の基礎を学ぶための「専門基礎科目」、経営学の主要なテーマを学ぶための「経営専門科目」、会計学の主要なテーマを学ぶための「会計専門科目」、経営・会計に関連するテーマを多角的に学ぶための「経営・会計関連科目」を配置している。「専門基礎科目」には経営学総論・経営管理論・経済学・基礎簿記論Ⅰの4科目、「経営専門科目」には経営組織論・生産管理論等13科目、「会計専門科目」には基礎簿記論Ⅱ・会計学等8科目、「経営・会計関連科目」には外書購読・非営利組織論等8科目、合計33科目を開講している。なお、学生の勉学の到達目標に合った履修科目を系統的に選ぶことを手助けするために、科目間の関連性を可視化した「科目配置のイメージ」を作成し、「企業の仕組みと役割について学ぶ」「企業の管理や実践につ

いて学ぶ」「簿記・会計について学ぶ」「関連した広い知識について学ぶ」の4つの領域毎に外に向かって専門性の高い各論を配置している【資料 4-2-2 p.6～p.7】。

情報科学分野では、「専門基礎科目」、「経営情報学関連」の科目、「コンピュータ科学関連」の科目に大別される開講科目群を配置している。「専門基礎科目」には経営情報システム論・ハードウェア概論・ソフトウェア概論・コンピュータネットワーク概論の4科目、「経営情報学関連」科目には経営科学・経営統計学等6科目、「コンピュータ科学関連」科目にはパソコン入門・デジタル回路等16科目、合計26科目を開講している。学生に対しては、コンピュータを利用者として扱う『利用者サイド』（さらに事務処理・コンピュータ利用、応用と管理・分析と数理という3つの下位区分がある。）と、コンピュータを用いて製品を開発する『開発者サイド』別に、目的に応じて必要な内容の授業科目を系統性・連続性をもって履修できるように「目的別履修の参考資料」を提示している【資料 4-2-2 p.8～p.9】。

「1年次ゼミ科目」には、「入門ゼミ」と「基礎研究」を配置している。「入門ゼミ」は資料の探し方や発表・討論の仕方について訓練する科目であり、「基礎研究」は1年次前期の学習を通して学生自身が苦手と思う部分や、専門分野を学ぶ上での基礎を学ぶ科目である。また、2年次の特別研究に向けて、自ら調べる・発表する・製作するといった大学での学びの方法を学ぶものでもある【資料 4-2-2 p.10】。

「2年次ゼミ科目」には、「特別研究Ⅰ」と「特別研究Ⅱ」を配置している。ともに自分の決めたテーマについて、教員や他の学生との調査研究・発表・討議などを通じて学ぶものであり、多くのゼミでは「特別研究Ⅰ」で調査研究したものを「特別研究Ⅱ」で論文にするなど、相互に関連する内容となっている【資料 4-2-2 p.10】。

教育課程や教育内容の適切性の検証については、教務・学生委員会やカリキュラム編成及びこれに関連する学務運営について意見を求める諮問機関として置かれている経営会計専門会議、情報科学専門会議を中心として検証を行い、宮古短期大学部運営会議を経て最終的に教授会で決定する仕組みとなっている【資料 4-2-3】。

## 2. 点検・評価

### ●基準 4-2 の充足状況

1. 現状の説明に記したとおり、同基準をおおむね充足している。

#### ①効果が上がっている事項

2年次生アンケートにおける「本学のカリキュラム全体について満足していますか」の問いに対して、肯定的回答（「満足である」「どちらかといえば満足である」）は、2011年度 87.4%、2012年度 89.7%、2013年度 96.7%、2014年度 91.6%と極めて高い値である。また、卒業年次生アンケートにおける「施設・教育機材等についての満足度」のうち「本学のカリキュラム構成」への肯定的回答も高い割合で推移し、2013年度には100%を達成した。

#### ②改善すべき事項

本学の専門科目は2つの専門分野から構成されており、その適切性の検証は2つの専門会議において別々に検討されてきた。カリキュラム・ポリシーでは「キャリア教育を視野

に入れたゼミ学習も行います。」としているものの、本学全体のキャリア教育の方向性についての検討は十分ではない。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

分野別（経営会計と情報科学）の専門会議及び教授会において、カリキュラム・ポリシーとの整合性も検証しつつ、学生からの満足度の高い教育を引き続き提供できるよう、教育内容の適切性の検証を継続的に実施していく。

#### ②改善すべき事項

教養教育と専門教育だけでなくキャリア教育の充実を目指して、両分野間の教育内容の連携について協議する場として「合同会議」が設置され、併設大学である岩手県立大学・同盛岡短期大学部との連携も視野に、本学のキャリア教育のあり方の検討を本格化させていく。

### 4. 根拠資料

資料 4-2-1 岩手県立大学宮古短期大学部学則（既出 1-2）

資料 4-2-2 平成 26 年度科目概要（既出 1-7）

資料 4-2-3 岩手県立大学宮古短期大学部専門会議要領（既出 2-9）

## IV. 教育内容・方法・成果 (IV-III) 教育方法

### 1. 現状説明

#### (1) 教育方法及び学習指導を適切に行っているか。

本学では教育課程の編成方針（カリキュラムポリシー）を平成 22 年度に策定し、ホームページに公開している。このカリキュラムポリシーに基づいて個々の学生の進路や勉学の目的に応えられるように教育方法及び学習指導を行っている【資料 4-3-1】。また、本学の授業は、講義及び演習は 15 時間をもって 1 単位とし、実験、実習及び実技は 30 時間をもって 1 単位としている【資料 4-3-2 第 22 条】。

履修指導に当たっては、学生の理解を深めるために入学後オリエンテーションを実施し、前期、後期にそれぞれ、カリキュラム・履修計画ガイダンスを実施している【資料 4-3-3】。これらを通じて、コース別の学習などの履修内容についての説明を行っている。毎年、全学生を対象としており、概ね本学の教育についての理解は得られている【資料 4-3-4】。

次に、本学では、平成 15 年度から「学生主役の教育」、「分かりやすい授業」を目指し、学生が勉学に主体的に参加する姿勢と意欲を強化する方策としてオフィスアワーを核としたエンカレッジ教育に取り組んでいる。

オフィスアワーは、毎週水曜日の 3 時限に、全教員が研究室を開放し、学習から進路、さらには生活全般にわたる相談に応じている【資料 4-3-5】。また、一斉の実施のほかに、全教員の可能な時間に少なくとも週 1 回のオフィスアワープラスを実施している。これらのオフィスアワーには、教員と学生の距離が近いことを反映し、多くの学生が研究室を訪れている。学習意欲の向上のために、オフィスアワーを中心として、学生と教員が接する機会を増やし、学生からの講義についての質問や要望への対応、履修指導や進路支援など学生の側に立った指導を行うことが可能となっている【資料 4-3-6】。

学生の主体的参加を促す授業方法としては、学生に講義内容に対する疑問や質問だけでなく、独自の視点から自分の考えを出席カードに書かせている。翌週の講義の際、それらの意見やコメントに対する回答を作成して配布するとともに、提出された論点について議論する場を設けている。この取組みを通じて、論点を提示した学生の理解を深めるだけでなく、他の学生の理解を助けることにも役立っている【資料 4-3-7、資料 4-3-8】。

本学では、教務・学生委員会を中心として、学習及び生活支援体制を敷いている【資料 4-3-9】。

履修指導を補完する取組みとして、前期・後期とも 15 回の授業について学生の授業への出欠状態を出席カード等により各教員がそのつど学内情報システムに入力し、全教員がすべての学生の出席状況を把握できるようにしている。その結果は、毎月実施する教務・学生委員会において学生生活支援担当教員から報告され、欠席の目立つ学生をピックアップし、学生生活支援担当が個別に面談を行い、履修指導も含めた学習意欲の改善への助言を行っている。さらに、その結果を学部運営会議や教授会で報告して情報を共有することにより、各教員が担当ゼミ学生に対して、履修指導や学習支援、進路支援も行っている【資料 4-3-10】。このように、適切、かつ、きめ細やかに学生への学習支援を行うことで、少人数制教育のメリットを生かしている。

特に欠席が多い学生については、保護者への成績通知時（前期 9 月上旬、後期 3 月上旬）

に欠席状況も併せて送付する事で、保護者との情報共有、連携も図っている。学生との個別面談では、履修内容から生活相談まで、あらゆる相談に応じているが、内容によっては（特に生活面や悩みごと）、ゼミ担当教員やオフィスアワー等で対応した教員から、必要に応じて専門カウンセラーに繋いでいる【資料 4-3-11】。

F D活動の一環として「教員間相互授業聴講」を実施している【資料 4-3-12】。これは、各セメスターごとに一定の期間を設け、原則的にすべての講義について他教員の聴講を認めるという形式である。

「授業に関する学生アンケート」を各セメスターの終了時に、すべての開講科目で実施している【資料 4-3-13、資料 4-3-14】。アンケートの集計結果を分析して教授会に報告し、課題を共有するとともに、個々の教員がより「わかり易い」授業へ改善していくための基礎資料として活用している【資料 4-3-15】。

こうした学生主役の教育方針ときめ細かい個別指導の成果は、学生の就職、編入学状況や退学者数にも表れている【資料 4-3-16、資料 4-3-17】。

また、履修単位の上限を設けて、学生の計画的な履修を促している。1年次前期・後期及び2年次前期においては20単位までである。なお、2年次後期には上限を設けていない。ただし、各学期に習得した授業科目の成績評価が「秀」及び「優」あわせて14単位以上の者は、次の各学期に30単位まで履修することができることとしている【資料 4-3-18 第4条第8項、資料 4-3-19 p.10、資料 4-3-20 p.2】。

このことについては、カリキュラム・履修計画ガイダンスの際に学生に周知している。

## (2) シラバスに基づいて授業を展開しているか。

シラバスについては、岩手県立大学全体共通のシステムにより、Web上で学生が閲覧できるようにしている。教員の授業情報を公開することによって学生の主体的学習と教員の自己研鑽に資するため、全科目について作成している。シラバス記載項目は、「授業科目名(日本語、英語表記)」「担当教員」「教育課程」「開講年次」「授業形態」「授業のねらい・概要」「キーワード」「学修目標」「授業の計画」「教科書」「参考書等」「授業の形式」「成績評価の方法」「履修にあたっての留意点」及び「備考」の15要素から構成されており、このうち「参考書」「履修にあたっての留意点」「備考」以外の項目は必須入力項目である。シラバスは、学生が個々の学習目標に沿った履修計画を立てられるように、より具体的な内容を記載するようにし、教務・学生委員会が中心となって検証を行い、毎年度、より適切な内容とすべく変更している【資料 4-3-21】。

シラバスの取り扱いは、岩手県立大学全体の統一システム、スケジュールにより運用されており、本学教員も構成員となっている「教務・F D推進委員会（平成26年度からは高等教育推進会議）」において、定期的な検証がなされている【資料 4-3-22、資料 4-3-23】。

学生が授業内容を確認する方法として、授業計画や成績評価方法など詳細な内容を学内情報システムで随時閲覧できるようにしている。シラバスに基づく授業の実施状況については、授業の進行の途中でWebでの授業アンケート及び各セメスター終了時のマークシートによる授業アンケートを実施し、教員の自己評価の参考資料とし、各教員が授業改善に役立てている。

### (3) 成績評価及び単位認定を適切に行っているか。

成績評価及び単位認定については、年度当初に行うカリキュラム・履修計画ガイダンスにおいて全学生に対して「学生便覧」により説明している。

成績の評価は、岩手県立大学宮古短期大学部学則第 24 条に基づき 5 段階評価で行っている【資料 4-3-2 第 24 条、資料 4-3-18 第 10 条】。

シラバスに明記した科目ごとの「学修の目標」と「成績評価の方法」に基づき、全学で確認された学修の評価・卒業認定基準に沿って、試験・単位認定・成績評価が適切に実施されている。科目ごとの成績評価の方法はシラバスに明記することになっており、例えば、「授業で使う評価方法はすべて明示し、それらの評価比率がある場合には記載すること。例) レポート 30%、期末試験 70%」「原則的に学修目標項目ごとに、成績評価の方法と合格最低基準を記載する。」等の記述が教員に求められている【資料 4-3-24】。成績評価についても、「教務・FD 推進委員会」において定期的な検証と見直しが行われている。

平成 24 年度には、GPA (Grade Point Average) 制度 (学生ごとの履修科目の成績の平均を数値化したもの) を試行導入した【資料 4-3-25】。これにより、学生は、各自で成績の相対的位置を把握可能となり、自分の成績を客観視できるようになった。平成 24 年度の試行期間中の検証により、本格実施の際に「秀」の成績は履修者数の 1 割程度として扱うこととし、平成 25 年度から本格導入に至った。この制度は、学生の自己評価のためだけでなく、自主的な履修計画や学修目標の設定にも役立てることができる。また、教員の適切な修学指導に活用できるものである。

成績は、試験の成績、平常の成績及び出席状況等を総合的に判断して評価され、各教員がシステムに入力している。入力された成績は、学期末に学生が各自で Web 上で確認することとなっている。

さらに、成績については、学業の状況を把握してもらうべく、前期、後期それぞれに、保護者へ送付している。

既修得単位の認定については、入学前に他の短期大学等において、あるいは休学期間中に外国の短期大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができ、その単位は、30 単位を越えないものとしている【資料 4-3-2 第 27 条・第 27 条の 2】。この規程は短期大学設置基準第 16 条において定められた基準に合致し、適切な学内基準となっている。

その既修得単位の認定では、教務・学生委員会において、学生から提出された資料に基づき学生の既修得授業科目と本学開講授業科目の対応の検討、その後の対応授業科目担当者への意見聴取を経て、それらの結果を教授会に報告し、教授会において単位を認定する仕組みとなっている。

## 2. 点検・評価

### ● 基準 4-3 の充足状況

1. 現状の説明に記したとおり、同基準をおおむね充足している。

#### ① 効果が上がっている事項

シラバスが詳細に明示されることで、学生が履修計画を作成しやすくなるとともに、進路に対応した科目選択が過誤なく行えるようになってきた。卒業年次生アンケートによる

と、シラバスの分かりやすさについて、約 9 割の学生から「満足している」、「どちらかといえば満足である」との回答を得ている【資料 4-3-26】。

「新成績評価制度」が導入されたことにより、一般科目の成績評価の共通基盤が形成された。

学生の授業出席状態を随時（5 回ごと）確認することで、休みがちになる学生に対し早い段階からの指導が可能となっている。

オフィスアワーの時間帯に講義に関する学生の質問に対応するとともに、出席カード（レスポンスカード）を活用して授業の中で学生の質問にその都度回答することで、授業内容に関する学生の理解を深めること役立っている。

## ②改善すべき事項

Web による授業アンケートがまだ十分に周知されておらず、学生による記載が少ない。

入門ゼミ等の共通の内容を包含する科目において、教員間で評価の統一が図られていない。

学生に対する学習生活支援において、教務・学生委員会の学生支援担当に業務負担が集中している状態である。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

授業情報を詳細に明示したシラバスと Web による授業アンケートとを引き続き行う。

「新成績評価制度」を定着させ、適正な成績評価を行う。

引き続き、学生の授業出席状態を確認することで、きめ細かな学生支援につなげる。

学生の主体的な参加を促す授業方法として導入している、出席カード（レスポンスカード）を活用して学生の質問に答える方式については、多様な手段の活用も含めて拡充していく。

### ②改善すべき事項

今後、履修計画ガイダンス等の機会に、学生に Web による授業アンケートの一層の周知とその役割を理解させていく。

入門ゼミ等の共通の内容を包含する科目において、評価のガイドラインを作って、評価の統一を図る。

学生に対する学習支援について、ゼミ教員の役割を明確化することで、学生支援体制の強化を図る。

## 4. 根拠資料

資料 4-3-1 学外向けホームページ カリキュラム

<http://www-myk.iwate-pu.ac.jp/course/cindex.html>

資料 4-3-2 岩手県立大学宮古短期大学部学則（既出 1-2）

資料 4-3-3 平成 26 年度カリキュラム・履修計画ガイダンス次第（前・後期）

資料 4-3-4 2014（H26）年度 2 年次生アンケート結果（マネジメントシステム No.0082）

- 資料 4-3-5 平成 26 年度授業時間割表（前期・後期）
- 資料 4-3-6 平成 25 年度後期オフィスアワー・オフィスアワープラスアンケートの集計結果
- 資料 4-3-7 出席カード（既出 3-23）
- 資料 4-3-8 質問回答、Q & A 特別版
- 資料 4-3-9 岩手県立大学宮古短期大学部学部内委員会要領（既出 2-10）
- 資料 4-3-10 教務・学生委員会、運営会議及び教授会の次第及び会議資料（学習・生活支援）
- 資料 4-3-11 平成 25 年度カウンセラー相談実績
- 資料 4-3-12 平成 25 年度後期教員間相互授業聴講実施要領
- 資料 4-3-13 平成 25 年度授業に関する学生アンケート実施要領（既出 3-22）
- 資料 4-3-14 授業に関する学生アンケート調査票様式
- 資料 4-3-15 平成 25 年度前期授業に関する学生アンケート結果まとめ
- 資料 4-3-16 平成 26 年 3 月までの卒業生の進路状況推移
- 資料 4-3-17 退学者、休学者、留年者 年度別一覧表（平成 21 年度～平成 25 年度）
- 資料 4-3-18 岩手県立大学宮古短期大学部履修規程
- 資料 4-3-19 平成 26 年度学生便覧（岩手県立大学宮古短期大学部）（既出 1-1）
- 資料 4-3-20 平成 26 年度科目概要（既出 1-7）
- 資料 4-3-21 シラバス（CD-ROM\_2）
- 資料 4-3-22 教務・FD 推進委員会設置要綱、高等教育推進会議設置要綱（既出 3-20）
- 資料 4-3-23 全学 FD 活動の実施について（平成 25 年度及び平成 26 年度の会議資料）
- 資料 4-3-24 平成 26 年度「シラバス」作成要領
- 資料 4-3-25 岩手県立大学グレードポイントアベレージ制度運用規程
- 資料 4-3-26 2013（H25）年度卒業次生学生生活アンケート結果（マネジメントシステム No.1098）



## IV. 教育内容・方法・成果 (IV－IV) 成果

### 1. 現状説明

#### (1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

本学では定められた教育目標に沿って、①教養分野と経営・会計分野、情報科学分野のそれぞれにおける個々の学生の進路や関心に応えることのできるカリキュラムの整備、②2年間の在学期間を通じてのゼミ科目の設置、③全教員が対応するオフィスアワーの毎週開講という三つの取組みによって、学生一人ひとりの状況を迅速に把握できる体制を構築した【資料 4-4-1 p.4～12、資料 4-4-2 p.12・13、資料 4-4-3】。

毎年卒業前に実施している「学生生活アンケート」においても、成果が上がっていることが実証されている。同調査によれば、「自ら設定した学習達成目標を達成できた」（「達成できた」＋「ほぼ達成できた」の合計）は2011年度で75.3%、2012年度で87.4%、2013年度で82.3%であった。またカリキュラム構成についての満足度（「満足」＋「どちらかといえば満足」の合計）は2011年度で91.2%、2012年度で94.1%、2013年度で95.4%となっている【資料 4-4-4】。

これらの結果から、高い就職内定率を維持することができているとともに、留年、休学、中途退学は極めて少ない【資料 4-4-5、資料 4-4-6】。

#### (2) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

教育成果を示す成績評価については平成24年度入学生より、GPA制度を導入しており、学生自身が修学中に自己の学習成績状況の適切な把握を可能としている【資料 4-4-7】。

教育成果についての定期的な検証としては、①学生による授業アンケート調査、②卒業時における学生生活アンケート、③ゼミアンケート、④ゼミの配属等アンケート調査、⑤オフィスアワーアンケートを実施し、その結果をもとに検証作業を行った。

①学生による授業アンケート調査とはFD活動の一環として、前期、後期ごとに実施される学生による授業アンケートである【資料 4-4-8】。②卒業時における学生生活アンケートは2年次生を対象に卒業時点で調査を実施し、在学中の教育面や就職面での満足度を測定している【資料 4-4-4】。

アンケート結果については、当該科目担当教員に示され、自己点検票によって各項目に対する自己点検を行うとともに、今後の改善案を作成している【資料 4-4-9】。また、学部としての総括をまとめ、教務・学生委員会で検討、教授会でその内容を確認している。なお自己点検票、学部総括は、ホームページで公表している。

③ゼミアンケートは、教務・学生委員会が、「入門ゼミ」と「基礎研究」について毎年実施し、その結果を教務・学生委員会で検討、教授会へ提出している【資料 4-4-10、資料 4-4-11】。入門ゼミ、基礎研究は、すべてのゼミで共通して包含すべき内容を設定し、そのうえで各ゼミの教育上の工夫、独自性を発揮している。共通部分では、近年、キャリア教育の重要性が指摘されてきている。アンケート結果による実施内容の共有化により、それぞれの教育上の工夫、独自性を参考にしながら、その後のゼミ運営の改善に結びつけている。

近年、重要性が増しているキャリア教育については、平成 25 年度に①の学生によるアンケート、②の教員からのゼミアンケート内にて、学生、教員両面から意見を収集し、教授会にて情報共有を行った。

④ゼミの配属等アンケート調査は、平成 25 年度に、「配属に当たって、学生の希望をできる限り満足させるための方式」、「教育効果を十分に発揮できる環境」、「ゼミ担当教員間の負担の平準化」、「定年退職を迎える教員が続く影響」について検討すべく、教務・学生委員会が実施したものである。アンケート結果に基づき、教務 F D 検討会で内容を共有し、対応策を検討した【資料 4-4-12】。

教務 F D 検討会は教務関係の問題について、教務・学生委員会から提起し、各教員の意見を聞き、教員間で意見交換することで、その問題解決のための情報共有と方策を策定していく下地を作ることを目的に設置されている。この検討会の目的は、対応方策をまとめるのみならず、教員間の意見交換と教務・学生委員会による問題解決のための方策づくりの基盤となる材料入手にある。

⑤前期・後期オフィスアワーアンケートとは、前期、後期それぞれに教務・学生委員会が実施したものである。オフィスアワー、オフィスアワー・プラス、その他の時間帯について、「学生が研究室を訪れて来た回数」および「訪れて来た学生の延べ人数」、学生からの「質問・相談」、それへの「回答・対応」をアンケート調査し、結果をまとめて教務・学生委員会で検討、教授会へ提出している。アンケート結果によるオフィスアワーの実施内容の共有化により、学生の教育課程や教育内容・方法に対する状況を把握し、その改善に結びつけている【資料 4-4-13】。

### (3) 学位授与（卒業認定）を適切に行っているか。

学位授与については、卒業認定基準を本学学則第 28 条で定め、それを学部ホームページによって学生に周知させることで、理解の醸成を図っている。本学では、本学学則に定める卒業要件に必要な年数以上在学し且つ単位を修得した学生を、「学生が卒業までに身につけるべき能力」を備えたものとして、本学学則第 28 条および学位規定第 5 条に基づき、教授会における卒業判定会議において学位『短期大学士（経営情報学）』を授与している【資料 4-4-14 第 28 条、資料 4-4-15 第 5 条】。

## 2. 点検・評価

### ●基準 4-4 の充足状況

1. 現状の説明に記したとおり、同基準をおおむね充足している。

#### ①効果が上がっている事項

教育目標に沿った取り組みにより、景気の動向に左右されず、一定数の就職内定率および編入学合格者を出している【資料 4-4-16】。

#### ②改善すべき事項

学生の入学時の基礎学力について、全学での SPI 模擬試験の実施から他学部と比較して低い状況（全国平均も大きく下回る）であり、教育目標を満たす学生指導を行っていくために、継続した状況把握が必要である【資料 4-4-17】。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ①成果が上がっている事項

定期的な、アンケート調査を活用して、ゼミ科目等の少人数科目だけでなく一般科目においても個々の学生の進路に応じた教育が実施されている。

#### ②改善すべき事項

教務FD検討会の機能を強化し、各種アンケートで明らかになった課題について教務FD検討会で検討し、その結果を全教員で共有し、学生指導の改善に役立てる。

さらに、SPI模擬試験の継続的な実施と対策講座等を新設し、その教育効果の検証に取り組む。

### 4. 根拠資料

資料 4-4-1 平成 26 年度科目概要 (既出 1-7)

資料 4-4-2 大学案内 2014 (既出 1-8)

資料 4-4-3 平成 26 年度授業時間割 (前期、後期) (既出 4-3-5)

資料 4-4-4 2014 (H26) 年度 卒業年次生学生生活アンケート結果 (マネジメントシステムNo.0009、No.1126)

資料 4-4-5 就職内定率の推移

資料 4-4-6 退学者、休学者、留年者 年度別一覧表 (平成 21 年度～平成 25 年度) (既出 4-3-17)

資料 4-4-7 岩手県立大学グレードポイントアベレージ制度運用規程 (既出 4-3-25)

資料 4-4-8 平成 25 年度授業に関する学生アンケート実施要領 (既出 4-3-13)

資料 4-4-9 自己点検票様式

資料 4-4-10 基礎研究アンケート結果

資料 4-4-11 入門ゼミアンケート結果

資料 4-4-12 ゼミ配属等アンケート

資料 4-4-13 平成 25 年度前・後期オフィスアワー・オフィスアワープラスアンケートの集計結果 (教授会資料)

資料 4-4-14 岩手県立大学宮古短期大学部学則 (既出 1-2)

資料 4-4-15 岩手県立大学宮古短期大学部学位規程

資料 4-4-16 平成 26 年 3 月までの卒業生の進路状況推移 (既出 4-3-16)

資料 4-4-17 SPI 模擬試験結果

## V. 学生の受け入れ

### 1. 現状説明

#### (1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

平成 23 年度以降、入学者選抜要項、本学のホームページなどの媒体に建学の理念や大学の基本的方向（豊かな教養の修得と人間尊重の精神の涵養、学際的領域を重視した特色ある教育・研究、実学・実践重視の教育・研究、地域社会への貢献、国際社会への貢献）を示した学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を明示している。そのなかで、本学が求める学生像を「岩手県立大学の建学の理念と基本的方向に共感し、『深い知性と豊かな感性を備え、高度な専門性を身につけた自律的な人間』として育成するのに相応しい学生」としたうえで、経営情報学科の「教育目標を達成できる総合的な基礎学力と学習意欲、専門領域への高い関心を有し専門領域への適合性があり、そして大学生活を送る上で必要な社会性を持っている学生」と明示している。また、修得しておくべき知識・水準としての内容についても、アドミッション・ポリシーにおける入学者選抜の基本的考え方として各入学者選抜（一般入学試験・推薦入学試験・社会人入学試験・外国人留学生入学試験）の評価項目にて明文化している【資料 5-1 p.1～p.2、資料 5-2～6、資料 5-7】。

多様な学生の受け入れ方針として、社会人入学試験を実施しており、障がいのある学生に対しても、募集要項に受験上および修学上の配慮の問い合わせについて記載し、受け入れについて明示している【資料 5-8】。

#### (2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか。

学生の募集方法については、岩手県立大学全体で実施する進学懇談説明会、東北地域の高校訪問、オープンキャンパスなどを通じて、本学への進学希望者に募集方法、入学者選抜方法及び教育内容などの説明をしている。また、進学懇談説明会では聞き取り調査、高校訪問やオープンキャンパスでもアンケートを実施し、次年度以降の高校訪問やオープンキャンパスの実施、入学試験の実施のために活用している【資料 5-9】。

具体的には、オープンキャンパスに参加した学生が在籍する高校へ積極的に高校訪問を行うため、さらには、本学を受験する高校の数と高校生の人数を具体的に把握するためにアンケートを活用している。また、オープンキャンパスのアンケート結果をもとに、オープンキャンパスに毎年一定数の学生が参加している被災地沿岸の高校を把握し、交通機関が不十分な被災地沿岸に住む高校生がオープンキャンパスに参加してもらえるように、無料バスでの送迎を平成 26 年度に実施した【資料 5-10】。さらに、高校訪問のアンケート結果や高校訪問で得られた高校教員からの意見を参考に、適宜募集方法のあり方を入試委員会で検討している。

なお、毎年、入学者選抜要項・入学案内パンフレットなどを県内の全高等学校、県外の本学志願実績高校に送付し、本学ホームページ（<http://www-myk.iwate-pu.ac.jp/>）にも入試の最新情報を掲載し周知を図っている。

本学では、アドミッション・ポリシーに基づき、入学志願者の個性、資質や意欲など種々の潜在能力に配慮し多様な入学者選抜（一般入学試験（A・B）・推薦入学試験・社会人入学試験・外国人留学生入学試験）を実施している。一般入学試験・一般選抜 A では、センタ

一試験の点数と、本学で実施する個別学力検査（小論文）の点数の合計点で評価している。センター試験の科目は、英語、国語のほか、数学もしくは簿記・会計を課し、入学者選抜の方針と一致させている。一般入学試験・一般選抜 B では、調査書と小論文、活動調書・志望理由書とそれに基づく面接を実施している。

推薦入試は、岩手県内の学校等から推薦できる人員は 6 名以内、岩手県外の学校等から推薦できる人員は 4 名以内としており、経営情報学科での教育を受けるための能力・適正等を適切に判定するための小論文と面接、および高等学校での学習等を確認するために調査書等の点数の合計点で評価して、入学者選抜の方針と一致させている。ほかに、本学では、社会人入学試験と外国人留学生入学試験を実施している。

また、上記の入学者選抜方法とは別に、平成 24 年度から 26 年度の入学者選抜において、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災で被災した高校生を対象とした震災特別入試（平成 24 年度は震災特別選抜）を実施した【資料 5-11】。これは、平成 27 年度には推薦入試の一部として位置づけられ、震災特別推薦入試として実施される予定である。

受験者に対しては、選抜基準である各項目の配点・出題意図及び評価基準並びに合格判定基準を募集要項に示すとともに、入学者選抜要項に前年度の入学者選抜の合格者最高点、最低点及び平均点を公表している【資料 5-1 p.11】。また、個人情報保護条例に基づき、合格発表後、期間を定め、受験生本人からの個人成績に関わる開示請求に対しては、総合得点を開示している。

合否判定は、本学教授会において判定し、学則に基づき、その判定結果をもとに学長の決裁により決定している。

### (3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

本学募集人員 100 人については、入学後、教育効果や学生生活に支障のない範囲で収容定員を設定している。特に、情報教育関連機器による実習や演習について、予め上限の履修者数を設定したうえで、入学者の受入れ数を最終的に決定している。東日本大震災発生後の平成 24 年度入学学生数は 95 人であったが、それ以外の年度では入学者数及び在籍学生は適正な範囲で推移している。過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は 1.05、収容定員に対する在籍学生数比率は 1.12 である（「基礎データ」）。

退学者数は、平成 21 年度 1 人、平成 22 年度 1 人、平成 23 年度 3 人、平成 24 年度 0 人、平成 25 年度 2 人となっており、全学生数に占める割合は平成 25 年度で 0.9% と低い値となっている。

表 5-1 在籍者における退学者数

| 年度           | 21  | 22  | 23  | 24  | 25  | 平均  |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 在籍者数（5月1日時点） | 214 | 215 | 212 | 200 | 213 | 211 |
| 退学者数（各年度末）   | 1   | 1   | 3   | 0   | 2   | 1   |
| 退学者割合        | 0.5 | 0.5 | 1.4 | 0   | 0.9 | 0.7 |

退学を申し出た学生に対しては、教務・学生委員およびゼミ教員が本人（場合によっては保護者進路相談会等にて保護者）と面談のうえ、まずは休学を薦め、時間をおいて考えるように指導している。休学期間を経過した後、復学の意志が見込めない時に、退学に至っている。退学理由は、上記の面談の際に聞き取ることによって把握している。具体的な理由としては、経済的理由及び進路変更等がある。

#### (4) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集と入学者選抜を公正かつ適切に実施しているかについて、定期的に検証を行っているか。

学生募集と入学者選抜の適切性を検証する組織として、学長、副学長、学部長、研究科長と教育研究支援本部から構成される入学者選抜試験検討会議がある。この会議では、毎年実施する入学者選抜試験の実施状況、学生募集の動向分析を行い、定期的に検証作業を行なっている。検証結果を踏まえ、必要に応じ入学者選抜試験の制度の見直しを行い、適切公正な入学者選抜試験の執行に努めている。また、学長の下に岩手県立大学全体として設置した教育研究支援本部に入学試験連絡調整会議を設置して、入学試験の実施や日程等について検証している。

本学では、入学者選抜試験検討会議の方針を受けて、入学試験連絡調整会議の構成員である入試グループと連携しながら、入学者選抜試験の実施や日程等について検証している。また、入試委員会を設置し、一定期間における入試資料の分析結果などを参考にして、選抜方法や評価方法など内規の見直しに適宜反映させている【資料 5-12】。なお、平成 25 年度から、入学生の学力および入学後の学修状況について、教務・学生委員会と連携し、学生募集方法や入学者選抜方法に関わる基礎データの分析を開始した【資料 5-13】。

## 2. 点検・評価

### ●基準 5 の充足状況

1. 現状の説明に記したとおり、同基準をおおむね充足している。

#### ①効果が上がっている事項

恒常的な入学定員の確保に向けた取組みとして、毎年各種説明会への参加・オープンキャンパスの開催、多様な媒体による最新の受験情報の提供に加え、全教職員による東北地域の高校訪問を強化している（表 5-2）。本学第二期中期計画に基づき、平成 25 年度から情報収集を重視した高校訪問では、本学全体の義務と位置づけ、訪問高校数の拡大にともなう担当教職員の増員を行い、訪問高校における進路指導教諭や学生との面談及び志願者の動向を把握するアンケートなどを実施している（表 5-3）。

表 5-2 東北地区における高校訪問の結果

| 平成 22 年度 |       | 平成 23 年度 |       | 平成 24 年度 |       | 平成 25 年度 |       |
|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|
| 岩手       | 青森・秋田 | 岩手       | 青森・秋田 | 岩手       | 青森・秋田 | 岩手       | 青森・秋田 |
| 54 校     | 13 校  | 55 校     | 8 校   | 62 校     | 18 校  | 57 校     | 39 校  |

表 5-3 先生が生徒に短期大学（部）の進学を進める際、強調する点

|     | 就職実績 |     | 編入学実施 |     | 専門分野 |     | 費用  |     | 所在地 |     |
|-----|------|-----|-------|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|
|     | 24年  | 25年 | 24年   | 25年 | 24年  | 25年 | 24年 | 25年 | 24年 | 25年 |
| 選択  | 45   | 60  | 40    | 46  | 32   | 34  | 29  | 33  | 5   | 7   |
| 非選択 | 21   | 15  | 26    | 29  | 34   | 41  | 37  | 42  | 61  | 68  |

平成 24 年度高校訪問 66 校及び平成 25 年度高校訪問 75 校からのアンケート結果（複数回答：校数）

高校訪問で得られた情報を体系的に整理し、これらの結果と各種説明会・オープンキャンパスにおけるアンケートの集計結果を参考に、志願実績のない高校を含めて訪問先の選定等に活用している。また、これら全てのデータは教授会にもフィードバックしている。その結果、安定した学生の確保につながっている。平成 25 年度においては、県内の受験者数が 70 人から 108 人へ増加し、また、高校訪問を強化した青森・秋田を中心とした東北各県の受験者数が 21 人から 42 人へと増加がみられた（表 5-4）。このことから、高校訪問の強化が学生募集に効果的であることが伺える。

表 5-4 岩手県内および県外（主に青森・秋田の東北 5 県）からの受験者数

| 入試区分     | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 一般入試（県内） | 70       | 58       | 70       | 108      |
| 推薦入試（県内） | 46       | 43       | 51       | 45       |
| 一般入試（県外） | 33       | 20       | 21       | 42       |
| 推薦入試（県外） | 8        | 6        | 10       | 10       |

## ②改善すべき事項

新入試制度の確立に向けて、入試区分ごとに入学後の成績、卒業後の進路などの追跡調査を一部開始した（本学第二期中期計画）ことにともない作業量が増えており、入試委員会委員の増員・役割分担も含めて実施体制の整備・見直しを行う。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

本学教職員による情報収集を重視した高校訪問を拡充する。また志願者の動向を把握するアンケート項目の見直し、秋田県・青森県の高校への訪問も強化し、優秀な入学者の確保を実現している。

### ②改善すべき事項

今後の入試選抜方法は、本学アドミッション・ポリシーに則し恒常的な定員確保だけにとどまらず、質の高い学生確保に向けた取り組みが重要になる。現在、入試委員会は教務・学生委員会と連携し、入学生の学力及び入学後の学修状況の追跡調査を一部開始した。平

成 27 年度から、両委員会のメンバーから構成される検討組織を新たに構築する。

#### 4. 根拠資料

資料 5-1 平成 26 年度入学者選抜要項（既出 1-11）

資料 5-2 平成 26 年度一般入学学生募集要項（一般選抜 A）

資料 5-3 平成 26 年度一般入学学生募集要項（一般選抜 B）

資料 5-4 平成 26 年度推薦入学学生募集要項

資料 5-5 平成 26 年度社会人入学学生募集要項

資料 5-6 平成 26 年度外国人留学生（一般学生）募集要項

資料 5-7 学外向けホームページ 入試案内

<http://www-myk.iwate-pu.ac.jp/entrance/eindex.html>

資料 5-8 身体障害者等受験相談申出書

資料 5-9 教授会次第及び報告資料（オープンキャンパス実施結果）

資料 5-10 オープンキャンパスのお知らせ

資料 5-11 平成 26 年度学生募集要項 震災特別入試

資料 5-12 教授会次第及び協議資料（内規の見直し（案））

資料 5-13 教授会次第及び報告資料（呼び出しをした学生の入試成績順位）



## VI. 学生支援

### 1. 現状説明

#### (1) 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

本学では、学則第1条に「地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする」と明記し、地域に有意な人材を供給することを大きな目標としている【資料6-1 第1条】。また、学生支援に関する方針は第2期中期計画（以下、中期計画）において、学生への支援に関する目標として「きめ細かい学習支援の環境を整備するとともに、学生が安心して修学を継続できるよう、学生一人ひとりの実情に応じた生活支援を行う。」「学生のキャリア意識を啓発し就業力を育成するとともに、進路選択のための的確な指導を行う。高い就職率の水準確保に加え、学生の県内への就職促進を図るとともに、卒業生のUターン就職など県内への再就職を支援し、地域で活躍できる人材確保に努める。また、編入学、大学院進学についても適切な支援を行う。」と定めている【資料6-2 p.5】。これらの具体的な取り組みとして、学生支援グループや健康サポートセンター等により、自己評価システムの開発・運用による学習支援・学生生活支援の充実、メディアセンター機能強化等による学習支援環境の充実や学生の課外自学自習の促進、学生生活や健康管理に関する心身両面からの相談助言、経済的に修学困難な学生への援助等による生活支援の充実を図っている。また、学生の課外活動や学生組織によるボランティア等の地域活動の支援、後援会を核とした保護者との連携協力を強化している。進路指導及び就職支援としては就職・編入学委員会や就職相談員により、キャリアガイダンスや進路指導を行うとともに、編入学、大学院進学にかかる支援を強化している。また、公務員受験者への支援、県内企業の情報提供等により、県内就職の促進を図っているほか、県内へのUターン就職希望者の再就職に適切な支援を行っている。

#### (2) 学生への修学支援を適切に行っているか。

本学では、就学意欲の低下による休学・退学を未然に防止するために、すべての開講科目で科目担当教員が事務管理システム上の「出欠管理」に入力しており、教務学生委員会の学生支援担当がこれを基に欠席が多い学生に対して個別面談を実施し、面談結果を定期的に教授会で報告している。このシステムを導入したことで早い段階で成績不振などの理由で欠席が多い学生に指導を行うことが可能となり、休学・退学者はほとんど生じていない。過去5年間の学生定数に対する、新たに休学を申し出た者（復学者を含む。休学継続延長者を含まない。）の比率は1.0%である（表 宮古短期大学部休・退学者数（平成21～25年度））。また、成績不振な学生に対しても、教務学生委員会と事務局が連携して資料を作成し教授会で報告し、教務学生委員会の学生支援担当とゼミ担当教員が面談を行って事情を聴取し個別に指導・支援している。

表 宮古短期大学部休・退学者数（平成21～25年度）

|        | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | 休学者数 | 対定数比率% | 退学者 | 除籍者 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|------|--------|-----|-----|
| 経営情報学科 | 1   | 0   | 0   | 2   | 2   | 5    | 1.00   | 7   | 1   |

さらに毎週水曜日の3時限目に全教員が同時にオフィスアワーを行っている。一斉に実施することで、学生は学習、生活、進路等の相談に全教員の研究室を訪れることが可能になっている。加えて、各教員が都合の良い時間帯に設定するオフィスアワー・プラスも実施している。

推薦入試に合格し入学が確定した生徒に対して、入学前教育を実施している。具体的には、入学前教育を担当する教員が小論文のテーマを決め郵送し、返送されてきた小論文を全教員が添削しコメントを付して本人に再び送り返すものである。これは、入学前に読解力と作文能力を高めることを目的として実施しているものである。なお、入学前教育に関しては各高校長に対して文書で趣旨を伝え了解を取って実施している。

本学には、肢体不自由、発達障害及び心理的・精神的な問題を抱えている学生も在籍している。従来、このような学生については各学部、本部において各々対応していたが、平成23年8月の「障害者基本法」改正施行、平成25年6月に公布されたいわゆる「障害者差別解消法」の趣旨に基づき、公立大学である本学は特別な支援を必要とする学生に対し、合理的な配慮を行なうことし、平成25年4月から学生支援室に専任の特別支援コーディネーターを配置し、特別な支援を必要とする学生に対し、一元的に対応することとしている。このコーディネーターを中心として、「特別な支援を必要とする学生の修学等支援要綱」及び「特別支援コーディネート業務実施要領」を定め、「特別な支援を必要とする学生のための連絡会議」を開催して、各学部と本部間の連絡を密にしながら対応することとしており、日々の学生相談のほか試験時間延長などの修学支援を行うとともに、必要な知識の習得のための教職員向け研修会を開催している。また、特別な支援を必要とする学生の学内での居場所作りを検討しており、それら学生が健やかに修学を全う出来るよう取り組んでいる。

さらに、最近、心の健康を損なう学生が増加していることから、全学の学生を対象として、滝沢キャンパスに設置されている健康サポートセンター内の学生相談室と本学の教務・学生委員会の学生支援担当、臨床心理士（カウンセラー）、養護専門員が連携する体制を構築しており、さらに精神科医師である教員のカウンセリングも実施している【資料6-3 p.40～41】。

学生への経済的支援（奨学金制度）については、本学には家庭の経済状況から修学が困難な状況の学生が多く在籍していることから、奨学金を必要とする学生に対して、貸与型と給付型により、奨学金を支給している。貸与型の主なものでは、日本学生支援機構奨学金があり、平成21～25年度の各年度在籍生に対する受給率の平均は62.3%である。このほか貸与型として、本県への有為な人材を供給するとの本学の開学精神にのっとり、開学以来、学業奨励金制度を設けている。一定の学力要件を満たすことを条件とし、第一種奨学生と第二種奨学生との二種類に分けられている【資料6-4】。第一種奨学生は、推薦入試、及び震災特別入試の方法により入学した一年生を対象にして、月3万円、在学期間中奨学金を貸し付けるものであり、第二種奨学金は入学方法を問わず、二年生から受給できる奨学金である。短期大学部の場合は、第一種を利用でき、平成21～25年度の貸与人数は7人である。返還は卒業年から開始するが、岩手県内に就職した場合、返還が猶予され、在学年数の2倍勤務した場合、返還が免除される。このほか、東日本大震災津波の被災家庭を対象とした学業奨励金被災学生特別枠を設けている。

企業が実施する奨学金の受給状況は、あしなが大学奨学金(貸与型・無利子)2名、牛久保・天田育英財団奨学金(給付型)1人、三菱商事復興支援財団2013年度学生支援奨学金(給付型)1人受給している。

留学生に対する支援制度として、私費外国人留学生で学業、人物ともに優れ、かつ留学生生活を続けていくための経済的援助が必要な者に対して、月10万円を給付している。

宮古短期大学部就学支援資金貸付制度は平成21年4月に前学部長からの寄付金の申し出を契機に設立された本学独自の就学支援基金であり、授業料のうち卒業年次の後期分の未払い額の範囲内で貸付(無利子)する。これまでに3人がこの制度を利用している。

各種奨学金制度のほか、経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績が一定の基準を満たす者について授業料の免除制度があり、授業料収入の7%を上限として、授業料の全額又は2分の1を免除している。平成21～25年度は、半期ごとの合計で延べ379人が免除対象となっている。直近の平成25年度では71人が免除対象であった。このほか、東日本大震災津波の被災家庭を対象とした入学料及び授業料減免制度があり、授業料免除については被災の程度により減免額が決定されることとしており、平成23～25年度の入学料の減免は21人、授業料の減免は半期ごとの合計で延べ78人が適用となっている。直近の平成25年度の入学料の減免は6人、授業料の減免は22人であった。

東日本大震災津波の後に新たに実施された経済的支援制度に対して応募数は少ないものの、申請があった都度、学生に対して周知を図り積極的に活用している。

### (3) 学生の生活支援を適切に行っているか。

心身の健康保持・増進のための健康管理体制は、全学的な措置として健康サポートセンターを設置し、センター長(精神科医)、副センター長(内科医)、保健師、看護師、心理相談員が対応している。昨今、心の健康を害するものも多く見られることから、カウンセラーとして臨床心理士1名が定期的に学生相談に応じている。

本学においては、保健室に養護専門員1名を配置しており、健康サポートセンターと連絡を密に取りながら業務に当たっている【資料6-3 p.40～41】。また、毎年4月には本学保健室が中心となり、学生の定期健康診断を実施し、その結果に基づく事後指導(再検査)を実施している。さらにプチ健康講座を開催(年2回)し、健康維持への意識啓発を行なっている【資料6-5】。

ハラスメント防止として、セクシャルハラスメントとアカデミックハラスメントについて、細則やガイドラインを定め全学生にリーフレットを配布している。さらに、「学生便覧」にもわかりやすく掲示しており、もしハラスメントを受けた場合には、学生相談員が随時カウンセリングを行うこととしている【資料6-3 p.42～44】。

また、2年間の学習期間を生活面で支えるため、汐風寮を設置して、学生の自主運営を尊重しながら必要な支援を行っている【資料6-6、資料6-7】。

### (4) 学生の進路支援を適切に行っているか。

キャリア形成支援について、本学は、2010年度文部科学省のGP就業力育成支援事業(2012年度からは、「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」)に採択されており、中期計画の重点事業として「就業力の育成事業」を掲げていることから、学生が主体

的に進路選択できるよう、以下4つの取組を中心に積極的にキャリア教育を実施している。

第一として、1年次開講のゼミ科目（入門ゼミ、基礎研究）でのキャリア教育において、就職相談員による説明の機会を設け、さらにゼミ単位で企業見学研修を実施している。なお、キャリア科目の設置について検討するため、平成25年にワーキンググループを結成した【資料6-8】。

第二として、就職・編入委員会では就職・編入ガイダンスを、1年次の後期から2年次にかけて計6回ガイダンスを開催している。このガイダンスでは、就職活動を始める際の心構えから、具体的な就職活動の手順、履歴書作成や面接について諸注意事項など、毎回テーマを決めて実施している。

第三として、企業見学研修として、学生の就業意欲を高めることと、地場産業の状況を知り学生の地域企業への関心を高めることを目的として、平成24年度から「企業見学研修」を導入した。1年次に開講しているゼミ科目（入門ゼミ、基礎研究）単位で地域の企業を訪問し、企業見学と経営者等から会社側の経営方針や求める人材像について説明してもらい、研修に参加した学生にはレポート作成を課している。なお、事前と事後の研修も併せて実施している。

第四として、インターンシップ事業の強化のため、文部科学省の「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」を活用し、桜の聖母短期大学及び併設の盛岡短期大学部と協力して情報交換の場を設定することで学生の意欲向上を図り、コーディネーターとして非常勤職員を採用して受入れの自治体や企業の拡充を図る等の取り組みをしている。また、受入れ企業等による学生評価の仕組みを整え、他者評価として学生にフィードバックしている。なお、インターンシップの実施に当たっては、事前、事後の研修を行うなど、学生への十分な動機付けと振り返りを重視している。

さらに、就職相談室の機能強化として、平成22年度から就職相談室を広い部屋に移動し、就職支援専門員との面談や求人票等の資料を掲示・閲覧するスペースを確保するなど、学生が入室しやすい環境の向上を図った。

岩手県における合同企業説明会等はそのほとんどが盛岡市で開催されるため、本学の学生が説明会等に参加する際の経費負担を軽減させるために、交通費の一部（半額）を後援会費から支給している。

編入学支援として、4年制大学等への編入学を希望している学生に対しては、2年次開講のゼミ科目（特別研究Ⅰ、Ⅱ）単位で教員が個別に相談に応じたり、補習を実施して指導にあたっている。さらに、語学担当の教員が編入学を希望する学生を対象に課外で定期的に補習を行っている【資料6-9】。

## 2. 点検・評価

### ●基準6の充足状況

1. 現状の説明に記したとおり、同基準を充足している。

#### ①効果が上がっている事項

成績不振学生に対する面談（教務学生委員会）やオフィスアワー、オフィスアワー・プラスの定期的な開講、出席状況調査の実施により、休学者・退学者数はH23では3名、H24では2名、H25では4名と少ない状況になっている。

## ②改善すべき事項

学生の就業意欲の向上、就職活動により積極的な取り組みを促すことを目的としたキャリア科目の新設が必要となるため、これについて具体的な検討に着手した。

施設のバリアフリー化を促進し、障がいのある学生に対する修学支援措置を強化する。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

オフィスアワー、オフィスアワー・プラスの時間帯に研究室を来訪する学生が増え、学生の学習、生活についての質問や相談に教員がきめ細かく対応していく【資料 6-10】。

### ②改善すべき事項

学生の進路状況の推移の分析に加えて、学生の就職活動、編入学に対する指導の強化のために設置されたキャリア科目の役割・位置付けを検証し、支援体制の拡充・整備を図る【資料 6-11】。

施設、設備面において、バリアフリー化の徹底により、車椅子による移動の安全確保など環境整備をより充実させる。また、パソコン等の教育機器について、様々な障がいを持つ学生の学習に対応が可能となるよう、環境整備を図る。

## 4. 根拠資料

資料 6-1 岩手県立大学宮古短期大学部学則（既出 1-2）

資料 6-2 公立大学法人岩手県立大学中期計画（既出 1-5）

資料 6-3 平成 26 年度学生便覧（岩手県立大学宮古短期大学）（既出 1-1）

資料 6-4 岩手県立大学学業奨励金規程

資料 6-5 平成 25 年度第 1 回、第 2 回ぶち健康講座開催周知用ポスター及び実施結果

資料 6-6 宮古短期大学部学生寮管理運営要領

資料 6-7 汐風寮寮則

資料 6-8 キャリア形成科目の新設を検討するための WG の設置について（H25.12.18 宮古短期大学部教授会資料）

資料 6-9 編入対策勉強会のお知らせ

資料 6-10 平成 25 年度前・後期オフィスアワー・オフィスアワープラスアンケートの集計結果（教授会資料）（既出 4-4-13）

資料 6-11 平成 26 年 3 月までの卒業生の進路状況推移（既出 4-3-16）

## VII. 教育研究等環境

## 1. 現状説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

施設の整備に関する方針としては、中期目標【資料 7-1】で「環境に配慮した施設設備の適切な管理に努める」と定められていることを踏まえて、第二期中期計画【資料 7-2】において「各キャンパス施設の機能や利用状況を定期的に点検・把握し、施設設備の計画的な修繕等を進める (No. 48)」としている。この方針に沿って、定期的な点検により不具合のある箇所を把握したうえで、計画的に修繕をするため、中期計画最終年度までの3か年の大規模修繕計画【資料 7-3】を策定し、理事会議に報告している【資料 7-4】。また、中期計画では「省エネルギー、省資源、CO<sub>2</sub> 排出削減を推進し、エコ・キャンパス化を図る。(No. 49)」という目標もあわせて設定している。

安全管理に関する目標については、中期目標において、「学生・教職員の安全と健康の確保を図り、全学的な危機管理体制を構築する」と定められていることから、中期計画においては「教職員及び学生の心身の健康保持・増進を図るため、安全・衛生管理体制を整備するとともに、危機管理対策を徹底する。(No. 50)」としている。

本学は、ともに公立大学岩手県立大学を構成する岩手県立大学および盛岡短期大学部が立地する滝沢キャンパスと約 110 キロメートル離れていることから、本学独自に施設管理規程を定めている【資料 7-5】。施設管理者は事務局長であり、施設の管理及び使用事務を総括するとともに、担当施設ごとに施設担当者を置き、管理事務に当たらせる責任体制を構築している。施設担当者は、施設の使用の調整、盗難及び火災その他の災害の防止、整理清掃及び環境衛生、その他施設の良好な維持保全に努めることとなっている。

(2) 十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか。

本学は、岩手県宮古市に立地し、校地面積 55,625 m<sup>2</sup>、校舎面積 5,312 m<sup>2</sup>を有しており、短期大学設置基準で定める校地面積、校舎面積の法令上の基準を満たしている【資料 7-6】。施設・設備としては、管理・研究棟、講義棟、図書・食堂棟、体育館、学生寮がある。この他に、運動場、テニスコート、緑地がある。また、大学の近隣に教職員公舎（敷地面積 2314 m<sup>2</sup>、建築面積 1572 m<sup>2</sup>）を整備している。

【校地、校舎面積】（平成 26 年 3 月 31 日現在、単位：m<sup>2</sup>）

| 校地面積   | 設置基準上<br>必要校地面積 | 校舎面積  | 設置基準上<br>必要校地面積 |
|--------|-----------------|-------|-----------------|
| 55,625 | 2,000           | 5,312 | 1,900           |

【主な施設・設備】（平成 26 年 3 月末現在）

| 名 称    | 主な施設                    |
|--------|-------------------------|
| 管理・研究棟 | 学部長室、研究室、事務室、会議室、保健室等   |
| 講義棟    | 大講義室、講義室、情報処理演習室、語学演習室等 |
| 図書・食堂棟 | 図書館、食堂、学生ホール等           |

|     |             |
|-----|-------------|
| 体育館 |             |
| 学生寮 | 個室 80、管理人室等 |

また、学生ホール（テーブル 6、いす 26、テレビ 1、パソコン 2）を設置している。食堂と学生ホールとの間の廊下には、自動販売機（3 台）を設置している。また、管理棟の 2 階のラウンジに学生が常時利用できるパソコン 2 台を設置している。

障がいのある人ができるだけ利用しやすい施設にするために、講義棟にエレベーターと障がい者用トイレを、管理研究棟や講義棟等の施設の入り口にスロープを設置している。さらに、体育館玄関に身障者用のスロープ（移動式）を設置している。

キャンパス内については、自然との調和を保ちながら緑地を配置し、毎年樹木の手入れ、草刈、芝刈を実施し、学生の生活環境としての憩い・交流の場として整備している。

校舎等警備、消防設備保守、自家用電気工作物保安、空調設備保守、校舎等清掃、浄化槽維持管理、緑地管理、学生寮管理及び学内食堂業務については、専門業者に委託し、運営・維持管理に当たっており、勤務時間外に万一事故等が発生した場合、職員に連絡する体制を敷いている。

上記の施設設備の改修については、平成 26 年度に「講義棟大講義室冷房空調設備等改修工事」、「八木沢職員宿舎内外改修工事」等を予定している。

### (3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

本学では岩手県立大学メディアセンターの宮古分館というかたちで図書館を整備している。メディアセンター（宮古分館）は、面積 397 m<sup>2</sup>、閲覧席数 48 席であり、本学収容定員の 24%にあたる座席を確保している【資料 7-7】。休業期間を除く平日の開館時間は、午前 9 時から午後 6 時（土曜日・日曜日・祝祭日、および、入学試験など特別行事の日、また、年度末の蔵書整理期間は、休館）までとし、最終授業終了後も図書館利用が可能である【資料 7-8、7-9】。

蔵書数は図書 46,378 冊、購読雑誌 39 タイトル（和雑誌 38 タイトル、洋雑誌 1 タイトル）、視聴覚資料は 469 点、契約データベースは一種類である【資料 7-10、7-11、7-12、7-13】。オンラインジャーナルやオンラインデータベースは、滝沢キャンパスと同様に、学内 LAN により図書館内はもとより、各教室や研究室からも利用可能である。

図書等の整備については、「岩手県立大学メディアセンター資料収集方針」に基づき、本学の学科や専攻の専門領域に応じて、学生の学習活動支援、教職員の教育・研究活動維持及び発展のために必要な資料を収集している【資料 7-14】。具体的には、本学に配分されている図書購入予算に基づいて、教員の選書による専門書や教養書、シラバス掲載図書（授業参考図書）の購入を進めているほか、学生リクエストや学生による選書ツアー等により学生目線で選書購入された図書を、全体の蔵書構成と調整しながら整備している。

また、中期計画として定めた「メディアセンター（図書館）の機能強化等により学習支援環境を充実させ、課外における学生の自学自習を促す（No.48）」ことを実現するため、学生の多様な学習ニーズに対応できる環境整備や自学自習支援に取り組んでいる。人的支援面では、図書館が学生の交流の場として利用されるとともに、快適な学びの場となるよう、学内の常任委員会に、図書館長を委員長とする図書情報委員会を設置し、架蔵資料選

定や図書館運営全般につき、協議を重ねるとともに、図書館運営については、司書資格を有する専任職員1名のほか、著作権講習受講者1名、その他の職員1名、また、事務局担当者1名により、適切に運営している。

国立情報学研究所による総合目録情報サービス（NACSIS-CAT及びILL）や学術コンテンツサービス（CiNii等）、岩手県立図書館による岩手県内図書館横断検索システムといったネットワークを活用し、国内外の大学等機関や国立国会図書館、岩手県内の公共図書館と目録情報等を共有し、資料の有効活用、利用者の利便性の向上を図っている。また、大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）に参加し、洋雑誌等学術資料の価格高騰への対策を行っている。

#### （4）教育研究等を支援する環境や条件を適切に整備しているか。

本学は、併設の岩手県立大学と一体的に教員の研究意欲の増進と研究時間の確保を目的に、平成25年10月より柔軟な勤務時間を設定できる労働裁量制（教員のみ）を導入している。教員は、授業やゼミ、学生指導、大学運営のために時間を費やすとともに、自身の研究時間を各自の裁量によって調整、確保することが容易になっている。

教員の研究活動を奨励し、研究成果の公表を支援する措置として、「公立大学法人岩手県立大学学術研究費交付規程」（岩手県立大学・本学・宮古短期大学部共通）に基づいて研究費を各教員および学部長等に配分している【資料7-15】。教員個人に配分するのは、定額の基盤研究費である。学部長等に配分する研究費は学部・教育研究活動支援費および学部等研究費と研究成果発表支援費である。このうち研究成果発表支援費は教員の国際学会や国内学会での報告を支援するもので、教員は学部長等の承認を得た上で学会に参加し、研究成果を発表している。また本学教員が中心となって学会を開催する場合に支援する研究費として、学会等開催助成費がある。

教員が獲得する研究資金（競争的研究資金）として、学内地域連携本部に設置されている研究組織である地域政策研究センターとi-MOSの研究プロジェクトの募集に公募形式で参加する場合に、学内外の審査委員による選考を経て研究費が支給される。

また日本学術振興会科学研究費への応募を奨励するために、科学研究費助成事業奨励費、科学研究費助成事業獲得支援費、若手ステップアップ研究費が用意されている。さらに科研費以外の外部研究資金の獲得を奨励するため、外部資金研究支援費がある。

#### 【研究費の区分と内容】

| 研究費          | 内 容                                  |
|--------------|--------------------------------------|
| 基盤研究費        | 教員の自由な発想に基づく基礎的な研究                   |
| 学部等研究費       | 学部等が中期計画を目指して研究課題の取り組みを推進するための研究費    |
| 学部・教育研究活動支援費 | 教育研究活動を円滑に進めるための諸経費                  |
| 研究成果発表支援費    | 国内外で開催される学会等での発表等や地域での成果還元等を行うための支援費 |



|                                      |  |
|--------------------------------------|--|
| 学会等開催助成費                             | 本学を中心に開催される国際的・全国的規模の学会等の開催経費に対する助成  |
| 地域政策研究センター関連研究費                      | 地域課題を解決するための研究に対し配分する研究費。募集区分は①教員提案型研究と②地域提案型研究。   |
| ものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンター（i-MOS）関連研究費 | 「次世代インテリジェント情報技術」を軸に、ものづくり産業の生産性・付加価値向上に繋がる産学共同研究等に配分する研究費。研究分野は①ものづくり関連企業の生産性向上、付加価値向上、②自動車産業への展開を目標とした研究、③その他。 |
| 科学研究費助成事業奨励費                         | 科研費を獲得した教員に、研究促進と研究成果の地域への還元のため、予算の範囲内で支援する研究費   |
| 科学研究費助成事業獲得支援費                       | 科研費獲得支援のため、科研費に応募して不採択の場合でも評価がAの場合、次年度の科研費採択率向上を諮るための研究費   |
| 若手ステップアップ研究費                         | 科研費に応募した実績がある准教授以下が応募可能な若手支援のための研究費  |
| 外部資金研究支援費                            | 科研費を除く外部資金を獲得した教員に、研究促進と研究成果の地域への還元のため、予算の範囲内で支援する研究費  |

外部研究費の採択件数、交付金額の実績は、次の表のとおりである。平成25年度共同研究、受託研究及び奨学寄附金は件数、交付金額が減少したが、科学研究費助成事業は、採択件数、交付金額は増加傾向にある。

研究室は、助手も含めて、全教員に個人研究室（約20㎡）を配置している。なお、研究室には、机、椅子、電話、洗面台、書棚、書架、パソコン、LAN設備などを整備している。

研究活動に必要な研修機会確保については、学会発表の際の旅費を支給しており、本務に支障がない範囲で、国内外で開催される学会出張や調査研究を行っている。なお、専任教員の研究時間確保のため、全学的な取り組みとしてサバティカル制度を平成26年度から導入している。

【近年の年度別外部研究資金の実績】（上段：件数・単位件、下段：金額、単位千円）

|           | 平成21年  | 平成22年    | 平成23年    | 平成24年    | 平成25年    |
|-----------|--------|----------|----------|----------|----------|
| 共同研究      | 1<br>0 | 1<br>199 | 1<br>200 | 3<br>160 | 2<br>114 |
| 受託研究      | 0<br>0 | 1<br>212 | 0<br>0   | 0<br>0   | 0<br>0   |
| 奨学寄附金     | 0<br>0 | 0<br>0   | 0<br>0   | 0<br>0   | 0<br>0   |
| 科学研究費助成事業 | 1      | 1        | 3        | 4        | 4        |

|   |       |       |       |       |       |
|---|-------|-------|-------|-------|-------|
|   | 1,014 | 624   | 2,340 | 2,015 | 1,690 |
| 計 | 2     | 3     | 4     | 7     | 6     |
|   | 1,014 | 1,035 | 2,540 | 2,175 | 1,804 |

※研究分担者分を含めたものであること。

### (5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

研究倫理に関する学内規程の整備状況については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に基づき、盛岡短期大学部・宮古短期大学部・岩手県立大学からなる公立大学法人岩手県立大学として、公的研究費を適正に運営・管理するため、公的研究補助金等の不正防止に係る統一のルールとして、平成19年11月8日付けで「公立大学法人岩手県立大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」を作成した。

この規程の定めにより、公的研究費等の管理・運営について最終責任を負う最高管理責任者は学長をもって充て、最高管理責任者を補佐する統括管理責任者は、研究活動については学術研究を担当する副学長を、また、研究費については事務局長をもって充てている。

公的研究費の不正使用を防止し、適正かつ効率的な研究費の管理・監査を行うため平成21年3月30日付けで「岩手県立大学等における公的研究費の不正防止計画」を策定し、社会状況や外的要因等の変化を踏まえ、定期的に見直しを行いながら、取り組んでいる。さらに日本学術会議が平成18年10月3日に策定した科学者の行動規範に準拠した「公立大学法人岩手県立大学研究倫理指針」を平成19年11月8日に策定した。

この指針は、教職員の研究について、遵守すべき事項及び研究費の取扱基準を定めたものである。毎年、研究費を交付した教員を対象に学術研究費執行の説明会を開催し、この中で研究倫理並びに学術研究費の適正使用について事例を交えながら、説明を行っている。なお、平成25年度から学内の説明会のほかに、各学部等の教授会等で学術研究費執行や不正防止について説明を行い、周知徹底を図っている。

研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営については、平成19年11月8日付けで「公立大学法人岩手県立大学研究倫理審査規程」を作成し、「公立大学法人岩手県立大学研究倫理委員会」を設置した。委員会は、更に二つの部会を設け、ほぼ毎月委員会を開催して、申請があった研究等に関する研究実施計画の倫理的妥当性等を審査している。科学研究費助成事業についても不正防止を図るため、次年度の応募に先立ち、監査対象を抽出し、内部監査を実施している。この内部監査は、科学研究費助成事業を申請する際の要件となっており、毎年度実施している。

## 2. 点検・評価

### ●基準7の充足状況

1. 現状の説明に記したとおり、同基準をおおむね充足している。

#### ①効果が上がっている事項

施設・設備については計画的に点検し修繕等を行っており、環境は整備されている。図書館や教室に関しては、障がいを持った学生や学外利用者を配慮した施設のバリアフリー化も概ね達成されている。

メディアセンター（宮古分館）については、毎年3回の教員選書（架蔵資料選定を所属の全教員が行う制度：図書2回、視聴覚資料1回）により、学生の教育や学部の研究に真に必要な資料が整備される体制を整えている。さらに、司書資格を有する専任職員により、蔵書整備を行うための手続き等が整えられたことに加え、学生の「学び」のため、学生からのリクエストも制度化して学生目線での図書館架蔵資料選定が行われている。これら運営方策により、本学学生・教職員はもとより学外者にとっても、図書館機能が充実し、利便性が向上している。

## ②改善すべき事項

学生寮に関しては、寮内の廊下や風呂など車椅子利用者にとって改善すべき点がある。また図書館の学生の利用、および、図書貸出数が漸減していることから、新たな対策が必要である【資料7-16】。

|      | 平成23年  | 平成24年  | 平成25年  |
|------|--------|--------|--------|
| 利用者数 | 12,150 | 11,584 | 10,059 |
| 貸出冊数 | 4,262  | 4,115  | 4,014  |

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

施設・設備において、今後も計画的に点検を行い、必要に応じて修繕を行っていく。

引き続き、学生目線での図書館架蔵資料の選定を行うとともに、研修会等への参加により図書館職員のリファレンス能力の向上を図る。また、図書館会議において、教員からの意見を聴取したうえで、経営学・会計学及び情報科学に係る専門分野の蔵書を選定して、蔵書の充実を図り、来館者（本学学生、教職員、学外利用者）への対応を強化する。

### ②改善すべき事項

学生寮に関しては、寮内の廊下や風呂などの施設面で車椅子利用者にとって改善すべき点があることから、修繕計画に盛り込み、学生寮の改修を進める。

図書情報委員や図書館職員による利用講習会の開催や、教員等による文章の読み方・書き方指導の実施など、課外における学生の自学自習を支援していく。

## 4. 根拠資料

- 資料7-1 公立大学法人岩手県立大学第二期中期目標
- 資料7-2 公立大学法人岩手県立大学第二期中期計画
- 資料7-3 平成26～28年度施設大規模修繕計画（案）
- 資料7-4 理事会議資料（平成26～28年度施設大規模修繕計画の概要）
- 資料7-5 岩手県立大学宮古短期大学部施設管理規程
- 資料7-6 キャンパスガイド
- 資料7-7 岩手県立大学宮古短期大学部図書館配架図

- 資料 7-8 岩手県立大学宮古短期大学部 図書館利用のしおり（学生用）
- 資料 7-9 岩手県立大学宮古短期大学部図書館運営要領
- 資料 7-10 岩手県立大学宮古短期大学部図書館 図書資産集計表（平成 25 年度）
- 資料 7-11 岩手県立大学宮古短期大学部図書館 定期購読雑誌一覧
- 資料 7-12 岩手県立大学宮古短期大学部図書館 視聴覚資料所蔵一覧
- 資料 7-13 岩手県立大学宮古短期大学部図書館 利用可能データベース一覧
- 資料 7-14 岩手県立大学メディアセンター資料収集方針
- 資料 7-15 公立大学法人岩手県立大学学術研究費交付規程
- 資料 7-16 年度別利用統計（平成 23～25 年度）

## VIII. 社会連携・社会貢献

## 1. 現状説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

本学は、建学の基本理念に立脚する大学の基本的方向の一つに、『地域社会と密接に連携し、教育・研究の成果を広く還元する「地域社会に貢献する大学」』を掲げるとともに、第二期中期計画において、地域貢献に関する目標を達成するため、「1. 産学公連携の強化」、「2. 県民のシンクタンク機能の強化」、「3. 県民への学習機会などの提供」を掲げている【資料 8-1、8-2 p.6-7】。さらに、1.において「産業界、地域団体等との連携強化、及び共同・受託研究の促進」、「産学共同研究や高度技術者育成の推進」、2.において「自治体等と連携した課題解決の取組強化」、「県民生活の課題の可視化・構造化及びその解決策等の提言の実施」、3.において「公開講座、専門職業教育等の充実」といった計画を定めている【資料 8-2 No.28～No.32】。

以上の計画は、毎年度設置者による法人評価によりその実施状況の確認を受け、次年度の活動につなげている。なお、これらの計画は、年度初めの「学長メッセージ」の中で、当年度計画の概要について全教職員に周知を図る機会を設けているほか、法人評価結果と併せて大学のホームページで公開している【資料 8-3、資料 8-4】。

国際社会との連携等については、第二期中期目標において「グローバル化が進展する中で、国際交流を活性化し、国際的視野を備えた人材を育成する」ことが定められている。これに基づき、四年制学部、盛岡短期大学部を含めた全学的な方針として、第二期中期計画で、「海外の大学との教員間の学術交流の推進」及び「双方向における学生の国際交流の推進」を掲げ、国際交流協定の締結大学をはじめとする海外の大学との教員間の学術交流の推進及び海外派遣学生と外国人留学生を含む双方向における学生の国際交流を推進している。これを受けて、平成 23 年度に「国際交流協定に関するガイドライン」を策定し、協定締結手続き・責任体制を明確化している【資料 8-5】。このほか、併設の四年制大学と盛岡短期大学部も構成員となる、「国際交流戦略会議」及び「国際交流企画調整会議」を平成 26 年度に設置し、地域におけるグローバル人材の育成に資するよう、全学で取り組む体制を整えている【資料 8-6、8-7】。

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

本学では、教育、研究の成果を地域に還元し、大学の教育研究活動の理解を促進すること及び岩手県民の多様な学習ニーズに応えることを目的に、宮古キャンパスを会場とする生涯学習講座、教員が依頼先に出向いて行う出前講義、宮古市の商業施設を会場とした公開研究発表会を行ってきた。生涯学習講座と出前講義については、趣旨と講座内容を要約したパンフレットを作成し関係諸機関、諸団体に配布している【資料 8-8、資料 8-9】。平成 25 年度の受講者は 90 名程度となっている【資料 8-10】。なお、公開研究発表会については、東日本大震災の影響で不開催になって以降再開できていない。

さらに、本学の地域貢献の一環として、地域住民が「科目等履修生」として受講することが可能な「地域総合講座」を開講しているが、これまで、「科目等履修生」として「地域総合講座」を受講した例はない。

本学の教員は、その多様な分野の専門知識等を活かし、岩手県東日本大震災津波委員会、

宮古市東日本大震災被災者義援金配分委員会等の地方自治体等の各種委員会等の委員等を務めており、地方自治体等の政策形成へ寄与している。平成 25 年度の審議会委員等への本学教員の就任状況は 10 名となっている【資料 8-11】。

地域政策研究センターでは、①地域協働研究（教員提案型）、②地域協働研究（地域提案型）、③東日本大震災津波からの復興加速化プロジェクト研究など、学外組織との連携による共同研究を積極的に展開し、地域課題の解決に取り組んでいる。平成 25 年度及び平成 26 年度の本学の採択状況は①2 課題、②3 課題、③1 課題となっている【資料 8-12】。なお、採択された研究は「研究成果発表会」を開催することで、学部プロジェクト研究等とともに、その成果を広く一般に公開している【資料 8-13】。

自治体等との連携については、本学、四年制大学及び盛岡短期大学部と連携しながら政策推進しようとする自治体等とは個別に包括的な連携協力協定を締結し、自治体等の政策形成や事業推進を支援している。平成 25 年度は、四年制大学が新たに「宮古市産学公連携基本協定書」を締結し、本学も当該協定に基づいた事業に参画している【資料 8-14】。

また、本学の教員が所長に就任している盛岡市まちづくり研究所は、地域政策研究センター内に設置され、盛岡市と本学との包括協定にもとづき設置されたもので、盛岡市の新たな政策立案に資するとともに、市職員の政策形成能力の向上を目的とし、毎年、盛岡市から 2 名の共同研究員を受け入れている【資料 8-15】。所長に就任している本学の教員は、盛岡市からの共同研究員と研究の進め方について打合せ、研究結果の取りまとめについてのアドバイス等を行い、研究活動を指導しており、研究成果報告書が、財団法人日本都市センターの都市調査研究グランプリを受賞するなど、質の高い研究活動を行っている【資料 8-16】。

なお、震災復興に関する活動としては、平成 26 年度の学部等研究費を活用し、「たろう観光ホテル」の震災遺構保存と活用策の検討に関する研究」に 3 教員が共同で取り組んでいる【資料 8-17】ほか、競争力のある水産加工業の確立を目指して、平成 25 年度に宮古地区の水産加工業者と地場企業相互の連携の強化について事業者等との勉強会を立ち上げている。

地域協働研究の取り組みについて、平成 25 年に実施した関係団体へのアンケートによれば、協働研究の成果があったとした回答割合は 85%となっており、地域課題の解決等に資しているとして高い評価を得ている。また、地域協働研究を実施した自治体等からは、90%が当該研究制度を「また利用したい」との回答を得ている【資料 8-18】。

## 2. 点検・評価

### ●基準 8 の充足状況

1. 現状の説明に記したとおり、同基準をおおむね充足している。

#### ①効果が上がっている事項

教員が、岩手県や近隣地方自治体等の設置する委員会等の委員に就任している。平成 25 年度においては、10 名の教員が委員に就任しており、全教員（18 名）の 55%となっている。

宮古キャンパスを会場として実施している生涯学習講座は、東日本大震災以降の 2 年間受講者数は回復していないが、地域住民にその存在が着実に浸透している【資料 8-19】。

## ②改善すべき事項

本学主催の公開研究発表会を、会場確保等の問題もあり、東日本大震災以降開催していない。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

地方自治体等から各種審議会、委員会等の委員への就任要請があれば、引き続き要請に応える。

生涯学習講座については、研究・地域連携委員会において広報を強化するとともに受講者のニーズに対応したテーマ設定に努め、さらなる浸透を図っていく。

### ②改善すべき事項

震災復興も含めた地域振興に貢献するテーマを設定し、会場の選定も含め、地域住民のニーズに対応した公開研究発表会を再開する。

## 4. 根拠資料

資料 8-1 学外向けホームページ 建学の理念等

<http://www.iwate-pu.ac.jp/information/abstract.html>

資料 8-2 公立大学法人岩手県立大学中期計画（既出 1-5）

資料 8-3 学長メッセージに係る資料

資料 8-4 学外向けホームページ 情報公開

<http://www.iwate-pu.ac.jp/information/info.html>

資料 8-5 国際交流協定に関するガイドライン

資料 8-6 国際交流戦略会議設置要綱

資料 8-7 国際交流企画調整会議設置要領

資料 8-8 生涯学習講座パンフレット

資料 8-9 出前講義リーフレット

資料 8-10 平成 25 年度出前講義及び生涯学習講座実施状況

資料 8-11 平成 25 年度各種委員等就任状況一覧

資料 8-12 平成 25 年度及び 26 年度地域協働研究等採択課題一覧表

資料 8-13 平成 26 年度岩手県立大学研究成果発表会プログラム

資料 8-14 宮古市観光産・学・公連携基本協定書

資料 8-15 盛岡市まちづくり研究所に関する協定書

資料 8-16 新聞記事

資料 8-17 平成 26 年度学部等研究費申請一覧及び研究費執行概要

資料 8-18 地政研・地域団体アンケートの結果

資料 8-19 生涯学習講座の受講者数の推移

## IX. 管理運営・財務 (IX-I) 管理運営

### 1. 現状説明

#### (1) 短期大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

本学の管理運営方針については、第二期中期目標（平成23年4月1日～平成29年3月31日）において、効率的・機動的な大学運営（業務運営等）を行い、計画の立案・実行・評価を行うための組織運営体制の強化、人事制度の適正化、安定した財務基盤の確立、広聴広報活動の推進などにより、大学の永続性を確保し、県民から信頼される大学づくりを進めることを基本目標としている。さらに、運営体制の改善に関する目標として、理事長、学長のリーダーシップによる迅速かつ的確な意思決定により、四年制学部と盛岡短期大学部を含めた全学一体となった大学運営を行うことを掲げている。

また、第二期中期計画（平成23年4月1日～平成29年3月31日）において、①運営体制の改善に関する目標を達成するための措置として、法人・大学運営に関する意思決定プロセスの一層の透明化を図り、教職員の大学運営への積極的参加を促すこと、②事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置として、事務職員の専門性向上を図るSD（スタッフ・ディベロップメント）活動を積極的に推進すること、③業務内容の多様化、業務量の変動に応じ、事務組織の機能を検証しながら、安定的な大学運営を行うこと、を掲げている。中期目標、第二期中期計画については、本学においても、全学的に定めた中期計画の下で、具体的に取り組むべき中期計画を教授会において審議し策定している。全学の中期目標、中期計画については、教授会において周知するとともに、ホームページに掲載している。

なお、平成23年度から理事長・学長による大学運営説明会や年度当初の学長講話により中期目標や中期計画等大学の運営方針について周知を図っている。

意思決定プロセスについては、公立大学法人岩手県立大学定款（以下「定款」という。）【資料9-1-1】、公立大学法人岩手県立大学組織規則（以下「組織規則」という。）【資料9-1-2】及び公立大学法人岩手県立大学代決専決規程（以下「代決専決規程」という。）【資料9-1-3】により定めている。

校務については、組織規則により学長がつかさどることとしており、法人は財務、人事組織などの経営面について担当している。

法人における方針及び個々の事業等の実施については、事務局が実施案を企画・立案し、特に代決専決規程により定められているものは除き、最終的に意思決定を行うのは理事長である。また、理事長のトップマネジメント確立のため、経営上の重要事項について協議、調整する場として、理事会議を開催している。法人の管理運営に関し、特に地方独立行政法人法に規定する経営審議機関として、定款、組織規則等に基づき学外有識者を含む「経営会議」を設置し、その審議を経たうえで、意思決定している。

一方、四年制学部と盛岡短期大学部を含めた全学の教育研究に関する重要事項を審議するため、地方独立行政法人法に規定する教育研究審議機関として、定款、組織規則等に基づき「教育研究会議」を設置している。

教学組織と法人組織については、地方独立行政法人法第71条第1項ただし書の規定により、学長を理事長とは別に任命している。



理事長は、法人を代表し、その業務を総理する、最終的な意思決定権者である。理事長を補佐するものとして副理事長が、理事長及び副理事長を補佐し、法人の業務を統括するものとして専務理事を置いている。定款の定めにより、法人に理事長1名、副理事長3名以内、理事8名以内、監事2名を置くこととしており、理事長と監事は、設立団体の長である知事が任命し、理事は理事長が任命する。外部理事1名を含む理事6名による理事会は、経営上の重要事項について協議、調整する場であり、意思決定機関ではない。なお、平成22年度より、監事への法人運営に関する情報提供と相互のコミュニケーションの必要性を勘案し、理事会メンバーに監事を加えた拡大理事会を開催している【資料9-1-4】。原則として、理事会は毎月第1水曜日の午後、拡大理事会は、年度計画、予算、事業実績及び決算の協議の時期に合わせて年3回開催している。

一方、大学の校務について最終的に意思決定する者は学長である。学長は、校務について全ての権限を有しており、そのリーダーシップのもと、大学運営を行っているが、代決専決規程により、学長の専決権限を、組織規則による職制に基づき、副学長、学部長、本部長又は事務局長等に委譲し、円滑な意思決定と業務の執行を図っている。このため、学内では、学長が最終的な意思決定を行うほか、学部等に関する事項については各学部長等、全学的事項については各本部長など、様々なレベルにおいて、委譲された権限の範囲内で意思決定が行われている。

全学的事項にあつては、組織規則に基づき、学長、副学長及び各本部長等で構成する「本部長会議」並びに学長、副学長、本部長及び各学部長等で構成する「学部長等会議」を設置し、いずれも学長が主宰して協議、調整することにより、意思形成を行う。

全学的事項の中で重要な事項は、本部長会議において方針等を協議、調整のうえ、学部長等会議に提案し、全学的な協議、調整を経て、最終的には各本部において意思決定するか、又は各本部からの上申に基づき学長が意思決定する。

意思決定された事項については、学部長等会議において確認、周知が図られるほか、文書による通知、デスクネットへの掲示等により職員に周知している。

原則として、本部長会議は毎週水曜日の午前中、学部長等会議は毎月第2・第4水曜日の午後に開催し、円滑に全学的な協議検討を行う体制を敷いている。

組織規則第31条により教授会を設けている。教授会の所掌事項は、岩手県立大学等教授会規程第3条第1項により、①教育課程の編成に関する事項、②学生の入学、卒業その他その在籍に関する事項並びに表彰及び懲戒に関する事項、③中期計画及び年度計画に関する事項、④学部長の選考及び解任について学長に対し述べる意見に関する事項、⑤教育又は研究に関する重要事項と定めている【資料9-1-5】。

また、教員採用及び昇任人事について、教員選考手続内規により、採用実施に係る学長あての内申及び採用候補者の学長あての報告の際、学部長は教授会の意見を聞くことと定めており、教授会の意向も踏まえる仕組みとなっている【資料9-1-6】。

学長は、定款及び組織規則により、校務について全ての権限を有しているが、代決専決規程により、組織規則による職制に基づいて、学長の専決権限を副学長、学部長、本部長又は事務局長等に委譲するなど、学長を補佐する体制を整備し、円滑な意思決定と業務の執行を図っている。

特に、法人化を契機に、教員人事に関する権限を学長に集約するなど、それまでの教授

会及び大学評議会の権限を学長に移し、大学運営上、学長がリーダーシップを発揮できる仕組みとしている。

学部長の権限としては、学部教授会を招集し、その議長となるなど、学部運営の指揮をする立場になっているほか、所属長として、学部教員の休暇、兼業の許可などのサービス管理を行っている。

学長の選考については、定款及び公立大学法人岩手県立大学学長選考会議規程に基づき、学長選考会議を設置し、当該会議において公立大学法人岩手県立大学の学長選考及び解任に関する規程に基づき、学長選考を行うこととしている【資料 9-1-7～9】。

学部長は、岩手県立大学学部長等選考規程に基づき、学長が候補者を決定し、理事長が任命することとしている。学長による候補者の決定に際しては、学長が教授会に対し学部長候補者の推薦を求め、教授会は候補者について意見を付したうえで学長に推薦する【資料 9-1-10、9-1-11】。教授会における候補者の選考方法については、特に全学的に規定していないことから、法人化前と同様に、投票による選考を実施している状況となっている。

学部長以外の管理職（学科長、学生部長、図書館長）については、明文化された選考規程はないが、学部長が学長に内申の上、学長が候補者を決定し、教授会に報告している【資料 9-1-12】。

## (2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

地方独立行政法人（公立大学法人）が設置・運営する岩手県立大学の定款については、地方独立行政法人法第 7 条の規定により設立団体である岩手県が議会の議決を経て定款を定めており、本学は定款第 5 条において設置する大学として規定されている。

定款には同法第 8 条第 1 項各号に掲げる事項その他の事項を規定している。具体的には、目的、名称、役員に関する事項、業務の範囲及びその執行に関する事項等を規定しているほか、地方独立行政法人法第 77 条の規定により、経営会議（経営審議機関）及び教育研究会議（教育研修審議機関）の設置、審議事項等について規定している。

組織規則においては、学長等に関する事項のほか、学部及び研究科（第 10 条）、教授会（第 16 条）について規定し、また、岩手県立大学高等教育推進センター（第 31 条の 2）、教育及び研究に関する校務を処理する教育研究支援本部（第 31 条の 5）、学生に関する校務を処理する学生支援本部（第 32 条）、研究、地域連携及び地域貢献に関する校務を処理する地域連携本部（第 36 条）、評価、計画、大学広報その他大学の企画に関する校務を処理する企画本部（第 39 条の 4）、事務局（第 40 条）のほか、各本部の附属施設であるメディアセンター（第 31 条の 7）、健康サポートセンター（第 34 条）、いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンター（第 38 条）、地域政策研究センター（第 39 条の 2）について規定し、それぞれの長を置くこととしている。

前回評価時、学長や意思決定にかかわる組織などの役割や権限の範囲などが明示されていないので、公立大学法人として必要な関係諸規程を十全に整備し、それらに従って大学を運営していくよう、改善が望まれるとの指摘を受けているが、公立大学法人岩手県立大学代決専決規程に、法人と大学に関する理事長と学長の役割、権限を各々明記するとともに、法人に係る副理事長、専務理事、理事等の専決事項と大学に係る副学長、学部長、本部長等の専決事項を代決専決規程別表に整理し明確化した。

本学および併設大学の理念・目的を達成するため、大学組織は互いに連携・協力し合うこととしている。

教授会の開催は、原則的に毎月第3水曜日となっているが、早急に審議すべき事項が生じた場合等には、随時開催している。教授会の下に、教務・学生、入試、就職・編入、図書等に関する委員会を組織している。本学に設置する委員会は、本部が所管する全学の連絡調整会議等と連携しながら、学務に関する企画運営に当たっている。教授会では、前述の審議事項のほか、各委員会からの提案の検討や報告等も行うことから、提出する案件を調整するため、学部長、学科長及び学内各委員長等による学部運営会議を設置し、教授会の円滑な運営を図っている【資料 9-1-12】。

### (3) 短期大学業務を円滑に行う事務組織を設置し、十分に機能させているか。

本学の事務組織は、法人内の1大学2短大共通の組織として、事務局長のもとに、教育研究支援室、学生支援室、地域連携室、企画室、宮古事務局で組織されている。

教育研究支援室は、教育研究支援本部の業務である教務や国際交流、研究費等に関する事務を処理し、学生支援室は、学生支援本部の業務である学生の修学、生活及び健康、就職、奨学金等に関する事務を処理している。

また、地域連携室は、地域連携本部の業務である産学公連携事業や知的財産の管理及び活用、外部資金の獲得の支援等に関する事務を処理し、企画室は、人事や財務等の法人の運営に係る事務を処理するほか、企画本部の業務である、認証評価や大学広報、情報システム等に関する事務を処理している。

宮古事務局は、県派遣職員6名、法人採用職員2名、運転技士兼ボイラー技士1名、養護専門員1名、就職支援専門員1名、国庫補助事業に係るコーディネーター1名の12名による少人数体制で本学の事務処理を行っている。学部運営の総務関係事務はもとより、学生の募集、教務関係、就職の支援、学生生活への支援などを各職員が担当し、本部の事務組織である各室と連携を図りながら、業務を行っている。学生が常時事務局を利用できるようにするため、職員の休憩時間を2グループ化し、職員が窓口対応できる体制としている。

学生生活アンケート結果（2013年度卒業年次生調査）においては、事務室の対応について、「満足である」・「どちらかといえば満足である」との肯定的回答は、93.4%であった【資料 9-1-13 p27】。

事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策としては、平成25年度までは、法人が採用した事務局職員はすべて、任期付職員であったが、平成26年度から、法人が採用した任期付職員のうち、一般系、総合系の職員を期間の定めのない雇用に移行させ、かつ、今後法人が採用する事務局職員は原則、期間の定めのない雇用とすることにより、「高い専門性を持つ法人採用職員」と「幅広い経験を持つ県職員」による業務内容の多様化に対応できる職員体制としている。

法人採用職員については、採用試験（筆記、面接等）を実施し、大学固有事務等に対する適性について審査・選考のうえ採用している。

専門業務（養護専門員、ボイラー技師、就職支援員等）の職員については、採用にあたってその業務の専門性や大学業務に対する適性について審査・選考のうえ採用している。

職員の昇格等については、新人事評価制度実施要領等に基づき毎年度各所属長が各職員の評価を行い、初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則に基づき、必要に応じて各所属長と人事を所管する企画室長とのヒアリング等を経て、昇格等の候補者を選考し、理事長が決定している【資料 9-1-14】。

なお、事務組織については、「業務内容の多様化、業務量の変動に応じ、事務組織の機能を検証しながら安定的な大学運営を行う」ことを中期計画に位置付けており、年度計画策定、学長等による計画進捗状況ヒアリング、年度実績取りまとめ等のプロセスを通じ、毎年度適切性を検証している。

#### (4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

職員の人事評価については、新人事評価制度実施要領及び公立大学法人岩手県立大学任期付職員勤務成績評価制度実施要領に基づき、年に数回、所属長との面談を実施しながら、処遇等に反映させている【資料 9-1-15】。

平成 26 年度からこれまで任期付職員として雇用していた職員のうち、一般系、総合系の職員を期間の定めのない雇用に移行させ、初任給基準の引上げ、各種手当の拡充等、処遇改善を図った。

職員研修については、平成 26 年 3 月に策定した「岩手県立大学事務局人材育成ビジョン & プラン」により基本方針を定め、職位・職責に応じて必要となる知識・スキル等を習得するための階層別研修、職員個々の職務能力の状況等を踏まえて実施する個別能力開発研修など、年度毎に研修実施計画を定め、実施している【資料 9-1-16】。

研修機会の確保については、外部機関が実施するセミナー等のほか、e-ラーニングの活用により大学職員として必要なスキルの取得等に努めている。

なお、事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策については、SD 活動を積極的に推進することを中期計画に位置付けており、年度計画策定、学長等による計画進捗状況ヒアリング、年度実績取りまとめ等のプロセスを通じ、毎年度適切性を検討している。

## 2. 点検・評価

### ● 基準 9-1 の充足状況

1. 現状の説明に記したとおり、同基準を充足している。

#### ① 効果が上がっている事項

本学事務局は、これまで県派遣職員が中心的な役割を担い、法人が採用した任期付職員は補助的業務を行う体制であったが、県派遣職員は原則 3 年という派遣期間の中で、業務上のノウハウが十分に蓄積されない等の状況にあったことから、平成 26 年度からは、法人が採用した事務局職員を期間の定めのない雇用とし、給与等の処遇面を大幅に改善し、かつ、法人採用職員の育成・登用を行うことにより、事務局機能の強化を図ることとしたところである。

また、前回認証評価以降に、公立大学法人岩手県立大学代決専決規程において、法人と大学に関する権限を整理したことにより、意思決定のプロセスが明確になっており、教職員アンケートの結果においても、「職能要件が計画に定められており、その職能に合った権限・責任体制のもとで、仕事が進められている」という回答が、平成 23 年度 (18.2%) か

ら平成 26 年度（25.0％）に上昇している【資料 9-1-17】。

## ②改善すべき事項

平成 25 年度までは、本法人の事務局職員の体系的な育成が十分でなく、また、法人採用職員は任期付職員であったため、昇任が主任までであるなど、無期雇用を前提とするキャリア形成のステージが設定されておらず、人事評価制度も県派遣職員とは別に設けられていた。

こうしたことから、人材育成ビジョン&プラン策定前に行われた教職員アンケートの結果では、教育や能力開発の機会がそれなりに与えられているという回答が平成 23 年度（90.9％）から平成 26 年度（50.0％）に、頑張っただけでよい業務をやればちゃんと評価されるという回答が平成 23 年度（45.5％）から平成 26 年度（25.0％）に、人事の昇進・昇格に不公平感はないという回答が平成 23 年度（72.7％）から平成 26 年度（37.5％）にそれぞれ下降し、低い結果となっている【資料 9-1-18】。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

~~大学ガバナンス改革を推進するため、学校教育法が改正され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されることから、これを踏まえて、組織運営に係る規程の見直しを進めながら、より透明性、効率性の高い大学運営、組織運営を行っていく。~~

法人が採用した事務局職員を期間の定めのない雇用とし、給与等の処遇面を大幅に改善するとともに、法人採用職員の育成・登用を行うことにより、事務局機能の強化が図られている。また、公立大学法人岩手県立大学代決専決規程において、法人と大学に関する権限を整理したことにより、意思決定のプロセスが明確になったことから、教職員アンケートの「管理者、教職員が適材適所に配置されて組織運営がなされている」に対して、肯定的な回答が上昇している。

### ②改善すべき事項

中長期的には県派遣職員数は縮小の方向にあり、大学リテラシーや本学の業務に精通した法人採用職員が本学の運営を担う体制づくりが必要であるとの認識から、平成 26 年度に法人採用職員の事務職を原則として無期雇用とし、給与等の処遇を改善するとともに、「岩手県立大学事務局人材育成ビジョン&プラン」により人材育成の基本方針と取組の基本的方向を定めた。

具体的には、職員の成長を支える仕組みづくり、人材を育てる職場づくり、働きやすい環境づくりを 3 本柱とし、キャリア形成のためのジョブローテーションの導入、キャリア形成のステージの設定、人材育成のための研修体系の見直し、年度ごとの研修実施計画の策定、人事評価制度の整備などが盛り込まれている。

今後は、このビジョン&プランを着実に実行していく。なお、人事評価制度については、無期雇用に移行した法人採用職員についても県派遣職員同様の「新人事評価制度実施要領」によることとし、これに基づき、毎年度所属長によるヒアリングを実施し昇給や勤勉手当の率について決定するなど、県派遣職員と同様の制度により、人事配置、昇格等を実施し

ており、今後は、これらの取組みをより一層、充実発展させていく。

#### 4. 根拠資料

- 資料 9-1-1 公立大学法人岩手県立大学定款
- 資料 9-1-2 公立大学法人岩手県立大学組織規則（既出 2-2）
- 資料 9-1-3 公立大学法人岩手県立大学代決専決規程
- 資料 9-1-4 理事会議名簿
- 資料 9-1-5 岩手県立大学等教授会規程（既出 2-7）
- 資料 9-1-6 教員選考手続内規（既出 3-17）
- 資料 9-1-7 公立大学法人岩手県立大学学長選考会議規程
- 資料 9-1-8 公立大学法人岩手県立大学の学長の任期に関する規程
- 資料 9-1-9 公立大学法人岩手県立大学の学長選考及び解任に関する規程
- 資料 9-1-10 岩手県立大学学部長等選考規程
- 資料 9-1-11 平成 26 年 2 月 19 日教授会次第（学部長候補者の推薦）
- 資料 9-1-12 平成 26 年 3 月 19 日教授会次第（学内委員会委員構成）
- 資料 9-1-13 2013(H25)年度卒業年次生学生生活アンケート 調査結果報告書(既出 1-18)
- 資料 9-1-14 新人事評価制度実施要領
- 資料 9-1-15 公立大学法人岩手県立大学任期付職員勤務成績評価制度実施要領
- 資料 9-1-16 岩手県立大学事務局人材育成ビジョン&プラン
- 資料 9-1-17 2011、2014 教職員アンケート調査結果①
- 資料 9-1-18 2011、2014 教職員アンケート調査結果②

## IX. 管理運営・財務

### (IX - II) 財務

#### 1. 現状説明

##### (1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

本学は、一つの公立大学法人が四年制大学と2つの短期大学を設置し運営している。

そのため、本学の予算は、「公立大学法人岩手県立大学会計規則」、「公立大学法人岩手県立大学予算規程」その他の関係規程に基づき、四年制大学のほか盛岡短期大学部、宮古短期大学部を含めて3大学分を一体的に編成し、財務運営を行っている【資料9-2-1、資料9-2-2】。

また、予算編成と同様に3大学分をまとめた第二期中期計画【資料9-2-3】においては、教育及び研究の質の向上等に関する目標を達成するための措置を具体的に定めており、それらの目標達成のため、6年間の「予算、収支計画及び資金計画」も一体的に策定していることで整合性を図っている。

単年度の予算をみると本学の収入のうち、約60%は県からの運営費交付金が占めている。第二期中期計画の初年度である平成23年度の運営費交付金は、第一期中期計画期間における経営実績や剰余金の留保状況等を踏まえ、大学運営に係る所要額が算定されている。平成24年度以降については、平成23年度の交付額を基準に毎年度0.7%縮減されているものの、第二期中期計画期間中は毎年約38億円程度の運営費交付金収入が確保されている。

そのほか収入の約25%を占める学生納付金収入については、毎年約14億円程度を確保しており、ほぼ横ばいで推移している。

なお、東日本大震災により被災した学生の授業料等減免に充てる経費については、通常の運営費交付金とは別に所要額が岩手県から交付されている。

また、本学では、第一期中期計画期間から第二期中期計画期間へ繰り越した目的積立金が約23億円あり、施設の大規模修繕等に要する経費に充てるほか、毎年7千万円程度を教育力強化に資する事業に充てることとしている【資料9-2-4】。

このように、本学の財政は、主たる財源である県からの運営費交付金および自己収入である授業料等の学生納付金収入のいずれについても安定的な確保が図られており、良好な財政運営を行っている【資料9-2-3、資料9-2-5~7】。

さらに、本学では、安定的な財政基盤を構築するうえで、特に研究資金の財源を確保するため、科学研究費補助金等競争的研究資金の獲得、民間企業等からの受託研究、共同研究及び奨学寄附金の受入れを積極的に推進している。

科学研究費補助金については、制度の説明や申請書の記載方法等に係る学内の研修会を行うとともに、若手研究者の意欲的な研究活動を推進し研究費の応募・獲得を支援するための「若手ステップアップ研究費」や、補助金申請支援のための「ブラッシュアップ助成費」についても予算を措置している【資料9-2-8、資料9-2-9】。

民間企業等からの受託研究及び共同研究については、地域連携本部に専門職員を配置し、企業等からの相談を受け、コーディネートを積極的に行っている。

また、外部研究資金の獲得に係るインセンティブとして、獲得した研究費の間接経費の一定割合を研究費として研究者に配分する制度を平成24年度から実施し、外部研究資金への応募促進に努めている。

そのほか、平成 23 年度には、文部科学省の「大学改革推進費補助金」、平成 24 年度には、同省の「産業界ニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」、「地域イノベーション戦略支援プログラム」に採択され、これらの補助金を活用して震災復興支援や就業力向上、地域産業との連携に取り組んでいる。

## (2) 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算編成にあたっては、「公立大学法人岩手県立大学会計規則」により、理事長が損益及び資金の状況、中期計画の着実な推進に配慮のうえ、毎年度予算編成方針を策定している。この方針は、予め理事会議で承認を得たうえで全学に提示するとともに、教職員に対して説明会を行い趣旨の周知徹底に努めている。

その後、予算編成方針に基づき各本部及び各学部から提出された予算要求を事務局において取りまとめ、理事長調整、学長調整を経て、理事会議の承認を得たうえで予算案を作成する。その後学外から登用している非常勤理事や監事を含めた拡大理事会議、経営に関する審議機関である経営会議の審議を経て、理事長が予算を決定している。

予算の執行に伴う効果については、「公立大学法人岩手県立大学会計規則」をはじめとする各種財務関係の諸規程に基づき事務処理を行うとともに、代決専決規程により、予算の執行権限についても明確に規定されており、支出契約等の決裁もこれに基づいて適正に行われている【資料 9-2-10～12】。さらに、教員に予算配分している研究費については、「岩手県立大学研究費マニュアル」を策定し、全学で統一した基準で執行している【資料 9-2-13】。また、会計処理は財務会計システムにより行っており、配分予算額を超える執行の防止機能や執行明細、残高等の各種検索により適正な予算管理を行っているほか、会計伝票の複数チェックにより、会計業務の適正化に努めている。

こうした体制のもとで執行された予算については、地方独立行政法人法第 13 条第 4 項及び同法に基づき定めた「公立法人岩手県立大学監事監査規程」により、法人監事 2 名による法人経営や大学運営の状況、事業の実施状況等に対する包括的な監査が実施されている【資料 9-2-14】。また、同法第 36 条により岩手県が選任した監査法人による同法第 35 条に基づく会計監査も実施されている。両監査とも毎事業年度を通じて実施されており、監査結果については、監査結果報告書による報告がなされ、指導助言等に適切に対応し改善を図っている【資料 9-2-15、9-2-16】。

前回認証評価時に、経営・予算の執行を行うラインとは別系統の組織で監査機能を所管する必要があるとの指摘を受けているが、平成 22 年度に「公立大学法人岩手県立大学内部監査規程」を制定し、事務局に設置した監査主査による内部監査を毎年度実施しており、会計経理の実務面の執行チェックを行うとともに、執行体制の問題点の把握や制度改善等に努めている【資料 9-2-17】。

これらの監査による検出事項や内部統制に係る問題事項を共有化し、経営環境の把握と経営のより一層の適正化、効率化を目的として、理事長、監事、監査法人及び内部監査主査による四者の協議を定期的に行っている。

また、予算の執行については、公立大学法人岩手県立大学評価委員会が行う大学運営全般についての自己点検・評価の中で各種指標などに基づく検証を行っており、予算執行においても計画の推進、点検・評価、改善のシステムが機能するような体制となっている。



この自己点検・評価の結果とともに、地方独立行政法人法に基づき、毎事業年度の決算に係る財務諸表を知事に提出し、承認を受ける仕組みになっており、知事は承認しようとする時は、あらかじめ岩手県地方独立行政法人評価委員会の意見を聴くこととされている。また、承認を受けた際には、本学のホームページ上に掲載し公表するほか【資料 9-2-18】、県においても岩手県報で公告している。

## 2. 点検・評価

### ●基準 9-2 の充足状況

1. 現状の説明に記したとおり、同基準を充足している。

#### ①効果が上がっている事項

収入については、設立団体からの運営費交付金のほか、自己収入である学生納付金収入についても定員の確保等により安定的に確保されているとともに、学内における外部資金獲得に対する支援体制の整備により、外部資金の受入れも増加傾向にある。

予算の執行については、自己点検・評価の結果及び監査による指導助言等を踏まえた事業内容等の見直しによる業務の効率化、委託契約や物品調達における競争性の確保等による経費の節減を行っている。

このような財政計画の着実な推進により、毎年度利益剰余金を計上しており、財政基盤の充実化が図られている。

なお、会計業務については、財務会計システムの適切な活用や内部チェック体制の確立により、監査及び会計監査において特に指摘される事項もなく、概ね良好に処理されている旨の結果を得ている。

#### ②改善すべき事項

本学では、岩手県地方独立行政法人評価委員会による法人評価や認証評価の実施に合わせて、大学運営全般について自己点検・評価を行っており、達成度の検証に役立てるために、各種アンケート（新入学者、2 年次生、卒業年次生、就職先企業、教職員）を実施している。

教職員アンケートの「ビジョンや中長期計画に沿った経営や資源配分が行われているか」の設問に対して、肯定的意見が平成 23 年度 39.2%から平成 25 年度には 41.5%と、全体的には伸びているものの、「わからない」の回答が平成 23 年度 18.6%から平成 25 年度 31.2%と増えていることから、教職員に対し計画と予算の関係を改めて周知するとともに、計画を推進するための予算の効率的な執行についての意識の醸成を図ることが必要である【資料 9-2-19 問 16-① 1.】。

## 3. 将来に向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

財務基盤の更なる強化のため、自己収入の確保や外部資金の獲得に一層努めるとともに、予算の適正かつ効率的な執行による経費の節減を図り、安定的な財政基盤を維持する。

また、教育研究の更なる質の向上や施設の計画的な改修などに充てることとしている目的積立金の効率的な活用により、中期計画の着実な推進を目指す。

会計業務については、現体制で適正に事務処理を行っているが、更なる効率的かつ合理的なチェック体制を目指し、今後も必要に応じて対応を検討し適正な処理に万全を期す。

## ②改善すべき事項

教職員に対し、説明会の開催等により計画と予算の関係についての周知を図るとともに、計画の着実な推進のため、毎年実施している大学全般の自己評価において、事業の成果等を十分に検証して、より一層の効率的な予算の編成・執行に努める。

## 4. 根拠資料

- 資料 9-2-1 公立大学法人岩手県立大学会計規則
- 資料 9-2-2 公立大学法人岩手県立大学予算規程
- 資料 9-2-3 公立大学法人岩手県立大学 第二期中期計画（既出 1-5）
- 資料 9-2-4 公立大学法人岩手県立大学学長裁量経費取扱要領
- 資料 9-2-5 公立大学法人岩手県立大学 財務諸表（H21～H25 年度）
- 資料 9-2-6 公立大学法人岩手県立大学 事業報告書（H21～H25 年度）
- 資料 9-2-7 公立大学法人岩手県立大学 決算報告書（H21～H25 年度）
- 資料 9-2-8 平成 26 年度若手ステップアップ研究費募集要領
- 資料 9-2-9 平成 26 年度ブラッシュアップ助成費交付要領
- 資料 9-2-10 公立大学法人岩手県立大学経理規程
- 資料 9-2-11 公立大学法人岩手県立大学契約実施規程
- 資料 9-2-12 公立大学法人岩手県立大学代決専決規程（既出 9-1-3）
- 資料 9-2-13 岩手県立大学研究費マニュアル
- 資料 9-2-14 公立法人岩手県立大学監事監査規程
- 資料 9-2-15 独立監査人の監査報告書（H21～H25 年度）
- 資料 9-2-16 監事監査報告書（H21～H25 年度）
- 資料 9-2-17 公立大学法人岩手県立大学内部監査規程
- 資料 9-2-18 学外向けホームページ 財務諸表等  
<http://www.iwate-pu.ac.jp/information/info.html#z>
- 資料 9-2-19 2014（H26）年度教職員アンケート報告書 問 16-① 1.

## X. 内部質保証

### 1. 現状説明

#### (1) 短期大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

本学は、学校教育法に基づく7年毎の認証評価による自己点検・評価と、地方独立行政法人法（以下「地独法」と記載）に基づき毎年度行う法人評価とにより、大学の諸活動に対する点検評価を定期的実施している。これらの評価は、本学、併設大学及び併設短期大学部（以下「全学」と記載）を対象とした自己点検・評価、認証評価及び法人評価を一体的に所掌する「公立大学法人岩手県立大学評価委員会（以下「大学評価委員会」と記載）」【資料 10-1】が主体となって実施している。

本学は、平成20年度に大学基準協会による認証評価を受審し、平成27年度に2回目を受審する。また、法人評価については、平成17年度の公立大学法人化以降、地独法に基づき岩手県知事から提示された6年間を期間とする中期目標に従って公立大学法人岩手県立大学（以下「当法人」と記載）が本学の中期計画を策定し、現在、第2期中期計画（平成23年4月～29年3月）が進行中である。さらに、この計画を達成するために毎年度、年度計画を策定している。以上毎年度の計画に基づく実績評価、4年目に行う中間評価にあたる暫定評価及び中期目標期間終了時の実績に関する法人評価は、大学評価委員会が全学実績を取りまとめ、岩手県地方独立行政法人評価委員会（以下「法人評価委員会」と記載）に提出し、法人評価委員会による外部評価を受けている。

ところで、現行の第二期中期計画は、目標達成のための措置を50項目に集約し、その中でも、特に緊急性、重要性が高く、継続的な取り組みを要するものを6つの重点計画に分類している。この6つの重点計画を含む50項目の計画は、認証評価の点検・評価項目とも関連するよう策定している【資料 10-2、10-3】。従って、毎年度行われる年度計画とその実績評価は、認証評価における自己点検・評価と同じ機能を果たしている。これらの中期計画・年度計画は全学的計画の他、必要な項目に付き本学の計画も策定し、毎年度末実績を取りまとめる形での点検・評価を行っている。この点検評価は、大学評価委員会の下にある点検評価部会が、各年度当初に前年度の本学の実績に関するヒアリングにより行われている。

以上の本学の自己点検・評価活動の公表に関し、認証評価については、点検・評価報告書と大学基準協会の評価結果を本学ホームページに掲載し、公表している【資料 10-4】。また、法人評価についても、実績報告を法人評価委員会に提出した後、報道機関に発表しているほか、本学ホームページに実績報告と評価結果を掲載している【資料 10-5】。また、刊行物として「岩手県立大学年報」に毎年度の実績を掲載し、広く周知を図っている【資料 10-6】。

自己点検・評価結果の公表のほか、学校教育法施行規則第172条の2に規定された教育研究活動等についての情報や財務関係書類は、本学のホームページで公表している【資料 10-7、10-8】。なお、財務関係書類も、法人評価による実績報告と合わせて毎年度記者発表を行っているほか、概要を「岩手県立大学年報」に掲載し、公表している。その他、本学を含めた全学の主な教育研究活動、学生の活動、地域貢献活動などについて、年4回発行の岩手県立大学広報誌「IPUアクション」【資料 10-9】、フェイスブック等ソーシャルネッ

トワーク【資料 10-10～12】、プレスリリース等を組み合わせ、積極的に公表している。

情報公開請求の対応については、当法人は、地方独立行政法人として岩手県の情報公開条例及び個人情報保護条例の規定が適用される機関となっており、同条例及び当法人の関係規程【資料 10-13～16】に基づき、当法人及び本学において手続きを整備して、必要とされる情報を公開、開示している。

## (2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

本学では、学則第 2 条に自己点検・評価について「本学は、教育研究水準の向上を図り、もって本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする」と規定している【資料 10-17】。これを踏まえて、中期目標では自己点検・評価・改善及び情報の提供に関する目標が示され【資料 10-18 p7】、その達成のため、中期計画に「全学的な自己点検・評価を改革・改善に繋げ、PDCA サイクルの諸活動を学内で定着させるとともに、評価結果を外部に公表する」とその方針を明記した【資料 10-2 No. 45】。

以上の方針に基づく本学の内部質保証の取り組みは、大学評価委員会が主体となり実施している。この大学評価委員会は、理事長の指名による 20 名以内の委員で構成され、理事長の指名により学長が委員長となっている。この委員会において、第二期中期目標・計画の理念・方針、前年度の業務実績評価等の結果が分析され、本学の課題や方向性、改善・改革について協議される。それを受けて、委員である学部長から委員会の結果が教授会に報告され、短期大学構成員の共有の下、以上の結果が本学の自己点検・評価と改善につながられている。また、大学評価委員会のもとに「自己点検・評価部会」（以下「部会」と記載）を設置し、自己点検・評価の方針、部局の自己点検・評価、業務実績の進捗状況の確認等を所掌している【資料 10-1】。

本学を含む 2 短大及び併設 4 年制大学全体の年度計画は、全学組織である 4 本部が作成し企画本部がとりまとめ岩手県に報告し公表している。これと並行して、全学計画に即した本学の年度計画は本学各委員会等が作成し、本学評価委員会がこれを取りまとめ、教授会で承認し企画本部へ報告している。この年度計画は、毎年 10 月に学長、副学長及び各本部長で構成される大学執行部による本短期大学学部長及び学科長に対する計画の進捗状況のヒアリングを受け、課題等の確認を行う。なお、ヒアリングにおいて計画通りの実績が見込めない場合は、次年度の計画へ反映させることとしている。このヒアリングに基づき、年度末に計画に対する自己点検・評価を行い実績を取りまとめて評価委員会・部会に報告する。この実績報告については、翌年度当初に、部会が実績に関するヒアリングを行って内容を確認する。以上を基に点検・評価部会において本学を含めた全学実績を取りまとめ、本部長会議、大学評価委員会において協議し、学内の承認を得る。その後、拡大理事会議、教育研究会議及び外部委員を含めた機関である経営会議の審議を経て決定され、岩手県法人評価委員会に提出し、地独法第 28 条に基づく法人評価委員会の外部評価を受ける。さらに、地独法に特に規定はないが、県が定める要領により、中期目標期間 4 年経過時に暫定評価を行い、その時点での中期目標の達成状況や課題等を明らかにし、中期目標達成のための方策の検討や次期中期目標及び次期中期計画の検討に活用している。そして、中期計画終了後には、同様に中期計画期間における実績を取りまとめ、地独法第 29 条に基づき岩

手県知事に提出し、地独法第 30 条に基づき法人評価委員会の外部評価を受けている。

なお、10 月のヒアリングで出された課題を踏まえて、次年度計画策定の学長方針を定めているほか【資料 10-19】、12 月末の進捗状況を各学部等にて取りまとめ、その課題や改善策を次年度計画策定に反映させている。

また、全学では平成 25 年度に「高等教育推進センター」を設置し、「教育の質保証のための検証及び支援に関すること」等を所掌業務としており、高等教育政策の動向等を踏まえ、本学も含めた全学的教育課題への対応、全学横断的な教育の質保証のための検証と支援を行っている。

コンプライアンスについては、基本的な服務規律を「公立大学法人岩手県立大学職員就業規則」【資料 10-20】、「公立大学法人岩手県立大学職員服務規程」【資料 10-21】に定め、さらに、「公立大学法人岩手県立大学職員倫理規程」【資料 10-22】、「公立大学法人岩手県立大学懲戒手続規程」【資料 10-23】、「公立大学法人岩手県立大学ハラスメントの防止及び対策に関する規程」【資料 10-24】、「公立大学法人岩手県立大学ハラスメントの防止及び対策に関するガイドライン」【資料 10-25】などの規程を整備し、コンプライアンスの遵守、不法行為・違法行為及び不祥事防止の対策、職務に係る倫理の保持に取り組み、教授会や事務局会議等の場で意識の啓発を図っている。

### (3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

本学の内部質保証システムである、併設短大及び 4 年制大学を含む当法人の中期計画を中心とした自己点検・評価システムは、計画をより客観的、定量的な評価を行うため、4 年後（暫定評価時点）及び 6 年後（期間終了後）における「目指す成果・達成状態」を掲げるとともに、達成度のメルクマールとして評価指標を設定し、PDCA の実効性を担保している。従って、本学でも中期計画に連動する計画を策定しており、それらには 6 年間の着実なステップを踏んでいく年度計画を策定するために、すべて工程表が設定されている【資料 10-26】。すなわち、「6 つの重点計画－50 項目の全学共通計画－それに連動する各部局計画」という階層的な計画を構築し、各レベルにおいて 6 年間の計画と年度計画を策定することにより、それぞれ PDCA サイクルを循環させる仕組みとした。さらに、平成 26 年度より、本学の運営に外部的な視点を入れて大学運営及び自己評価により客観性を持たせるため、外部有識者 2 名を委嘱している。

教員個人については、教員業績評価制度に従って、一次評価として各教員が自己点検・評価を行い、二次評価として学部長等が一次評価に基づき評価を行い、三次評価として教員業績評価委員会が評価を確定している【資料 10-27】。また、職員個人レベルについては、業務課題の推進やコンプライアンス確立の取組み等を記載した評価シートにより自己点検・評価を行い、所属長等から評価を受けている。

これらの組織レベル及び個人レベルの自己点検・評価を推進するため、本学では次のようなデータ・ベースの整備を行っている。すなわち、まず挙げられるのが、第二期中期計画や認証評価の項目、指標と整合するように構築した「自己点検・評価マネジメントシステム」である【資料 10-28】。これは、Web 上に構築された、大学評価において達成度の定量的評価のための参考として、新入学者、2 年次生、卒業年次生といった学生アンケート、教職員アンケート及び卒業者に関する企業アンケートといった各種アンケートや、業務数

値を受験志願者数・倍率や収容定員の充足率といった業務数値を集約したデータ・ベースであり、学内ホームページを通じて全教職員がアクセス可能なものである。このシステムの中に、中期目標、中期計画、年度計画及びこれらの業務実績、工程表のデータを全学と部局（学部等）別に格納するとともに、認証評価の評価項目、評価の視点などを全て網羅している。これにより、中期計画や認証評価の項目と関連する評価指標を対応させ、客観的なデータによる達成状況、成果としての活用、経年比較による課題の抽出等を行うことができる。毎年度行う計画や実績、評価指標のデータ蓄積の照会・回答は、各学部等がシステムへ直接入力することを通じて行っている。

また、教職員アンケートを実施し、教職員からみた学生満足度の認識等を調査し、その結果を学内情報システムで公表している【資料 10-29】。

さらに、各教員の教育・研究・社会貢献に関する情報については、「研究者情報システム」で一元管理しており、学外ホームページの「教育研究者総覧」【資料 10-30】にデータ提供され、外部に情報を公開している。データの登録・更新作業は教員個人が各自で行い、その過程においても各自の業績内容の確認と自己点検・評価が行われる。

本学の自己点検・評価と実績の取りまとめは、併設大学・併設短期大学部と同じように、経営会議での審議を経るが、この経営会議委員 11 名のうち学外委員が 6 名であり【資料 10-31】、自己点検・評価に学外の意見を反映させている。これは法人評価、認証評価いずれも同様である。また、中期計画、各年度計画の実績は、法人評価委員会の評価を受けることとされており、本学の自己点検・評価結果をさらに外部の機関が評価する仕組みとなっている。さらに、平成 24 年度から当法人の理事に学外者を 1 名任用し、理事会議にて当法人の経営等に関する意見等を求めているほか、中期計画、年度計画の策定や決算など、より重要な事項を議論する拡大理事会議では、学外理事のほかに監事 2 名も出席し、法人経営と本学の運営に学外からの視点を反映している【資料 10-32】。

なお、全学と同じように、本学においても外部の視点を取り入れた自己点検・評価を行うため、本学の教育研究活動に対して外部有識者（他大学関係者、当該分野の専門家、各種業界関係者、自治体関係者等）から意見等を求め、さらなる改善につなげることができる体制を構築中である。

以上のように、本学の自己点検・評価は、定期的に行われ、客観的データや外部者の視点により客観的評価が行われている。

本学では、平成 20 年度に大学基準協会による認証評価を受審し、評価の結果、大学基準協会が定める短期大学基準に適合しているものと認定された。ただし、一層の改善・改革が必要とされた事項について、助言事項として「教員組織」、「管理運営」、「財務」の 3 項目に関する提言を受けた。そこで、指摘された助言事項の検討、改善への取組みを進めて、平成 23 年 8 月改善報告書を提出し、平成 24 年 3 月に検討結果が交付された【資料 10-33】。いずれも改善経過について再度の報告を要する事項はなかった。

## 2. 点検・評価

### ●基準 10 の充足状況

1. 現状の説明に記したとおり、同基準をおおむね充足している。

#### ①効果が上がっている事項

全学の評価体制において、学外者の意見を反映する体制が整っている。

中期計画や認証評価の各項目に適用する評価指標を体系的に構築し、中期計画の項目にそった部局毎の計画、工程表、各年度計画・実績を網羅した「自己点検・評価マネジメントシステム」を運用している。それによって、全部局の計画や実績の見える化が進み、学内での共有、データ収集や計画の全体像の把握が可能となり、自己点検・評価の改革・改善につなげている。

## ②改善すべき事項

本学においては、年度計画策定の際に、前年度の実績を踏まえて次年度の計画を策定しているが、まだ抽象的でやや漠然とした計画をたてる傾向がある。

教員業績評価の一次評価（教員の行う自己評価）において、客観的評価が十分なされていない場合がある。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

全学の評価体制と同様に、本学の教育研究についても外部評価の視点を取り入れる体制とすることが望ましいという認識のもと、自己点検・評価を行う際に、外部有識者（他大学関係者、当該分野の専門家、各種業界関係者、自治体関係者等）から教育研究等について意見をいただく場を設け、さらなる改善につなげる。

自己点検・評価マネジメントシステムの整備により、各種データの共有化・可視化が図られているが、今後はシステムの利用率の向上と意識調査や満足度調査の結果を経年比較するなどして改善・悪化の傾向の読解、弱みを克服すべき新しい事業の立案等システムのさらなる活用を目指す。

### ②改善すべき事項

全学的な視点を踏まえて、教育研究、学務、地域貢献の有機的なつながりを考慮した年度計画を策定する。

より客観的な業績評価基準を整備し、評価の客観性・公平性が高まっている。

## 4. 根拠資料

資料 10-1 公立大学法人岩手県立大学評価委員会規程（既出 1-13）

資料 10-2 公立大学法人岩手県立大学 第二期中期計画（既出 1-5）

資料 10-3 大学基準と第二期中期計画の対応（表）

資料 10-4 学外向けホームページ 認証評価

<http://www.iwate-pu.ac.jp/information/accreditation01.html>

資料 10-5 学外向けホームページ 法人評価

<http://www.iwate-pu.ac.jp/information/info.html#第二期>

資料 10-6 岩手県立大学年報 平成 25-26 年（既出 1-9）

資料 10-7 学外向けホームページ 教育情報の公表

<http://www.iwate-pu.ac.jp/information/edu-information/>

資料 10-8 学外向けホームページ 財務諸表等 (既出 9-2-18)

<http://www.iwate-pu.ac.jp/information/info.html#z>

資料 10-9 岩手県立大学広報誌 「IPU」 61号

資料 10-10 本学公式 twitter [https://twitter.com/IPU\\_official](https://twitter.com/IPU_official)

資料 10-11 本学公式 facebook <https://www.facebook.com/iwateprefuniversity>

資料 10-12 本学 you tube 公式チャンネル

<https://www.youtube.com/user/Iwateprefuniversity>

資料 10-13 岩手県情報公開条例

資料 10-14 岩手県個人情報保護条例

資料 10-15 公立大学法人岩手県立大学情報公開取扱規程

資料 10-16 公立大学法人岩手県立大学個人情報保護規程

資料 10-17 岩手県立大学宮古短期大学部学則 (既出 1-2)

資料 10-18 公立大学法人岩手県立大学 第二期中期目標 (既出 1-4)

資料 10-19 学長メッセージ次第

資料 10-20 公立大学法人岩手県立大学職員就業規則 (既出 3-16)

資料 10-21 公立大学法人岩手県立大学職員服務規程

資料 10-22 公立大学法人岩手県立大学職員倫理規程

資料 10-23 公立大学法人岩手県立大学懲戒手続規程

資料 10-24 公立大学法人岩手県立大学ハラスメントの防止及び対策に関する規程

資料 10-25 公立大学法人岩手県立大学ハラスメントの防止及び対策に関するガイドライン

資料 10-26 第二期中期計画工程表

資料 10-27 公立大学法人岩手県立大学教員業績評価要綱 (既出 3-19)

資料 10-28 自己点検・評価マネジメントシステム

資料 10-29 2014 (H26) 年度教職員アンケート 調査結果報告書 (既出 1-15)

資料 10-30 学外向けホームページ 教育研究者総覧

<http://souran.iwate-pu.ac.jp/search?m=home&l=ja>

資料 10-31 経営会議名簿

資料 10-32 理事会議名簿 (既出 9-1-4)

資料 10-33 改善報告書検討結果



## XI. 特色ある取り組み

### 1. 現状説明

#### (1) 短期大学が組織的に行っているユニークな取り組みの実施状況とその有効性。

平成 24 年 6 月、文部科学省の「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に、本学を含む北海道・東北ブロック 17 大学が採択され、事業を実施している（事業期間平成 24 年度～平成 26 年度）。これは、産業界のニーズに対応した人材育成の取組みを行う大学等が、地域ごとに共同して産業界等と連携して事業を実施することにより、社会的・職業的に自立し、産業界のニーズに対応した人材の育成に向けた取組みの充実を図ることを目的としたものである。

北海道・東北ブロックにおける取組名称は「産官学連携による地域・社会の未来を拓く人材の育成」で、取組テーマは、①企業構造・地域課題を踏まえた教育内容の評価と改善、②産業界と大学のニーズを踏まえたインターンシップの実施、③早い段階から「将来目標」「社会・企業」を意識させる正課外の取組の 3 つである。本学、岩手県立大学、岩手県立大学盛岡短期大学のほか、秋田県立大学を始めとする北海道・東北 14 大学と連携して実施された。

上記事業における本学での取組みは、次の通りである。

#### ① 企業構造・地域課題を踏まえた教育内容の評価と改善

##### ア キャリア教育の充実強化

ゼミ科目において地元企業と連携したキャリア教育を実施している。

##### イ 地域総合講座

実社会で活躍している社会人を講師として招き、地域振興・震災復興等に関する講義を実施している【資料 11-1】。

#### ② 産業界と大学のニーズを踏まえたインターンシップの実施

##### ア 短期大学におけるインターンシップの充実強化

修学期間の短い短期大学独自の効果的なプログラムを目指すため、連携大学である。桜の聖母短期大学、併設の岩手県立大学盛岡短期大学部と情報交換を行いながら実施している。

##### イ 岩手県内 5 大学連携によるインターンシップの充実強化

岩手大学、盛岡大学、岩手県立大学、岩手県立大学盛岡短期大学部と共同でインターンシップを実施している

#### ③ 早い段階から「将来目標」「社会・企業」を意識させる正課外の取組

##### ア 企業等見学・研修

地元企業等の業務について説明を受け見学を行うとともに、企業等の社是・社則、新入社員教育、企業が求める人材像について説明を受け、質疑等を行った【資料 11-2】。

### 2. 点検・評価

#### ① 効果が上がっている事項

産業界と大学のニーズを踏まえたインターンシップの実施において、インターンシップへの参加者が増加した。本学では独自のインターンシップ事業に 10 年間取り組んできたが、例年の参加者は平均で 14 名程度、平成 24 年度においても 19 名に留まっていた。しかし、

平成 25 年度からは、前年度の 2 倍強の 42 名が参加している。これは個々の学生の就業力を高める意欲を持つとともに、その意欲にこたえるインターンシップへの参加体制が本事業の展開により整備されたことを示している【資料 11-3】。

企業見学・研修の企画、実施において、地元企業と連携したキャリア教育を行なっている。個々のゼミ毎の取り組み以外に、全体行事として基礎研究において企業・見学研修を行っており、平成 25 年度は計 7 社(団体)にて見学を行った【再掲 資料 11-2】。また事前・事後の各ゼミでの勉強も含め、現場体験、就業意識の涵養、地場産業への理解など多くの利点があり、学生からも概ね高い評価を得ている。

地域総合講座として、実社会で活躍している社会人を講師として招き、地域振興、震災復興等に関する講義を実施している。特に震災後は震災復興の取り組みや防災の観点からの講座も多く取り入れて、地域に対する理解を深めることを目指している。平成 25 年度は 10 人の講師による計 15 時限の講義を実施した【再掲 資料 11-1】。また、科目等履修生等も本講座を受講可能にしてあり、地域の人々がこうした地域関連講義を受講するための仕組みも設けている。

## ②改善すべき事項

インターンシップで得られた経験を進路選択に橋渡ししていくことが必要であるが、夏休み中に経験したインターンシップの貴重な体験が、就職解禁の 12 月以降、積極的に自分の進路を考える動機付けに必ずしもなっていない学生も見受けられることから、こうした状況については、教職員とコーディネーターが連携しながらインターンシップに参加した学生の進路支援に取り組む必要がある。

企業見学・研修は開始して間もないため、計画や実施に関する体制がまだ固まりきっていない。教務・学生委員会と就職・編入委員会の連携、地域企業に詳しい専門委員や職員との連携、地域企業の協力を得ながら進めていく必要がある。また、基礎研究の科目内で実施することは、ゼミでの本来の学習内容を時間的に圧迫している面がある。

地域総合講座の実施では、個別の講義や講師がやや固定化している傾向が見られ、より広範な講師の推薦が望まれる。なお、現状では地域総合講座を受講するために科目等履修生等に応募してきた例はまだ無いが、今後も門戸を開いておくことは重要と思われる。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

「産業界と大学のニーズを踏まえたインターンシップの実施」や企業・見学研修などを通じて、学問と社会との隣接領域をカバーする体制の構築を図り、この成果を活かして「ポスト産業界ニーズ事業」としてキャリア科目を新設することで、本学の教育の中でキャリア教育が一層強化された。

基礎研究等の既開講科目の一部として実施してきた「企業見学・研修」を教員・専門員・コーディネーターの連携を強化して実施する「キャリア科目」の中に位置づけ、地域企業との連携の強化も図りながら充実した取組となった。本学、桜の聖母短期大学、岩手県立大学盛岡短期大学部、岩手県立大学の 4 大学が事業終了後も情報の共有を計り、より一層連携が深めており、本学の実情に沿った方向でキャリア教育をカスタマイズするのにより

役立っている。新設されたキャリア科目のなかにこの事業が位置づけられ、学生の地域企業に対する理解と関心が高まり、地域企業への就職の実績が高まっている。

地域総合講座の実施では、今後も震災復興や防災といった地域の実情を反映した講座を組み込むとともに、地域の第一線で活躍している講師の方々の生の姿を提示することで、地域への理解と職業意識の啓蒙につなげていく。また、地域住民が科目等履修生等としてこの講座を受講してもらえるようにしておくことで、地域の本学への関心が高める。

## ②改善すべき事項

インターンシップへの参加で習得した知識や経験を就職活動の充実に生かせるように、ゼミ科目やキャリア科目で継続的に指導していく。

企業見学・研修は、教務・学生委員会と就職・編入委員会が連携し合い、地域企業の協力を得ながら計画や実施にあたる。また、適切な実施時期についても検討する。

地域総合講座の実施では、講義や講師が固定化しないよう、より幅広い分野で活動されている人材を掘り起こす体制を強化し、学生の地域社会、地域経済に対する興味、関心を高めることに役立つ講師陣を配した講座として強化していく。

## 4. 根拠資料

資料 11-1 地域総合講座講師一覧

資料 11-2 企業・見学研修 実施要領と実績

資料 11-3 インターンシップ参加者数の推移（「産官学連携による地域・社会の未来を拓く人材の育成」平成 25 年度報告書 P.59 表）

## 終章

本学は平成2年に開学して以来、今年で25年目の節目を迎えた。岩手県立大学の一学部に移行してからも17年が経過している。この間、本学のミッションである教育研究と地域貢献において着実に実績を積み上げてきた。

また、前回の認証評価受審以降、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを明文化して本学の教育目標を明確に定めて学外に公表したり、教員業績評価、中期目標に基づいた中期計画の策定、それに基づいた年度計画の策定と、それらをチェックする全学組織（公立大学法人岩手県立大学評価委員会）の設置といったPDCAサイクルに基づいた運営の体制を構築した。

こうした一連の体制強化は今後も推し進めていかなければならないが、今回の本報告書作成の過程で、特に『点検評価』①効果があがっている事項、②改善すべき事項。『将来に向けた発展方策』①効果があがっている事項、②改善すべき事項』の作成の過程で、今後も現行の取組みを維持・強化すべき事項と、修整を図ることが求められる事項について、整理するとともに、そうした認識を全教職員で共有できたことが大きな成果であった。

「今後も現行の取組みを維持・強化すべき事項」としては、小規模であることのメリットを生かして、一人ひとりの学生のニーズにきめ細かく対応した少人数教育と学生支援の体制である。常勤教員の担当するすべての科目で出欠調査を実施している。出欠状況は5回ごとに教務・学生委員会の担当者が集計し、必要に応じて個別面談を実施している。また、全学一斉にオフィスアワーを実施し、学生と対話する機会を設けている。こうした取組みによって、休学や退学は最小限に止まっている。

2年間一貫して少人数のゼミ科目を開講していることで、ゼミの指導教員が就職・編入委員会、就職専門員と連携して、一人ひとりの学生の進路希望がかなうよう支援に取り組んでおり、就職や4年制大学等への編入学において高い実績をあげている。

地域貢献活動においても、地域の自治体を中心に多くの教員が審議会や懇談会の委員に就任して、地域づくりのアドバイザーとしての役割を果たしている。特に、東日本大震災津波発災以降の地域社会・地域経済の復興を課題とした調査研究には、自治体や地域の諸団体と連携して取組み、いくつかの重要な成果をあげている。

「修整を図ることが求められている事項」としては、教員間の業務分担の平準化を挙げなければならない。

学務に関しては、各教員の所属する学内委員会の数を原則二つに統一することで分担の形式的な平準化は達成した。教育に関しては、教員間のゼミ科目を含めた「持ち駒」数の平準化は、科目の特性もありより困難な作業である。しかし、教育研究のための時間を平等に確保するためにもこれは不可欠な課題である。併せて、学務の負担が特定の教員に偏ることがないような実質的な平準化についても残された課題である。

18歳人口の減少は、岩手県とりわけ沿岸地域においてそのスピードが全国平均を大きく上回っている。大震災津波以降、被災地からの人口流出は加速化しており、被災地にキャンパスを構えている本学では志願者の確保は重要な課題となっている。学生確保のために入試制度の見直しや、困難な就職環境に対処していくためのキャリア教育の一層の充実が喫緊の課題である。

出前講義、生涯学習講座、公開研究発表会といった本学独自で地元で開催している地域住民を対象にした講座等に関しては徐々に定着しているが、被災地という特殊事情もあり、受講生が減少傾向にある。地域課題に対応した調査研究とこうした講座は本学の地域貢献活動の重要な柱でもあり、ニーズの把握も含めて活性化する方向で見直しを図っていかなければならない。

また、今回の報告書作成の過程で浮き彫りになった本学の課題であるが、序章で述べた通り、大震災津波以前の調査では岩手県沿岸地域では短期大学のニーズがあるという結論を導いているが、地域社会を復興から持続的発展の軌道に乗せていくためには、短期大学のままで機能を強化していくべきか、あるいは大胆な軌道修整を図るべきか、地域のニーズを調査したり、設置者である岩手県と協議しながら検討すべき時期に来ている。

以上が、報告書を作成する過程で学内において整理した「自己評価」の要点であるが、認証評価を受審して指摘される多様な論点を真摯に受け止め、本学の教育研究、学内運営、地域貢献のそれぞれの充実につなげていきたい。